

第3回日野町議会定例会会議録

平成26年6月17日(第3日)

開会 9時02分

散会 15時58分

1. 出席議員(13名)

1番	村島茂男	9番	西澤正治
2番	中西佳子	10番	東正幸
3番	齋藤光弘	11番	池元法子
5番	蒲生行正	12番	平山敏夫
6番	富田幸	13番	對中芳喜
7番	高橋涉	14番	杉浦和人
8番	小林宏		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

町長	藤澤直広	副町長	平尾義明
教育長職務代理者	岡常夫	総務政策主監	沢田友男
教育次長	池内俊宏	企画振興課長	古道清
総務課長	増田昌一郎	住民課長	高橋正一
税務課長	壁田文	介護支援課長	夏原英男
福祉課長	高岡良三	商工観光課長	森口雄司
農林課長	岸村義文	上下水道課長	中井宣夫
建設計画課長	福永豊	学校教育課長	望主昭久
生涯学習課長	川東昭男	住民課参事	宇田達夫
会計管理者			

4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	西河均	総務課主査	山添史郎
--------	-----	-------	------

5. 議事日程

日程第1 一般質問

6番	富田	幸君
7番	高橋	渉君
10番	東	正幸君
5番	蒲生	行正君
13番	對中	芳喜君

会議の概要

－開会 9時02分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いいたします。
一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は、全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、暑い時期でもございますので、上着を外していただいで結構かと思えます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

6番、富田 幸君。

6番（富田 幸君） 皆さん、おはようございます。

通告書に基づき、2点について質問を行います。1つは、3歳児保育の町内全幼稚園での実施について、2つ目は、小型ポンプ搬送用車両の配備についてでございます。

初めに、3歳児保育の町内全幼稚園での実施についてでございます。この問題は、前期の南比都佐の清水議員も質問をされたことがあろうかと思えますし、また、蒲生議員が去る平成24年3月議会、そして6月議会、9月議会において、シリーズで質問をされてきたところでもあります。

蒲生議員が再三言われているように、教育投資は乳幼児期が効果的であり、どの地域の子どもにも必要な幼児教育を、町は公平に提供すべきであります。幼稚園3歳児保育を実施されていない学区には、ご存じのように、我々のように、保育所がない南比都佐と西大路に限って、幼稚園3歳児保育が実施されておられません。

蒲生議員の質問に対しまして、教育長の答弁は、3月議会では「今後研究してまいりたい」、6月議会では「町内全ての子どもたちの適切な就学前教育、保育のあり方を研究してまいりたい」でありました。さらに、9月議会での教育長の答弁は「3歳児保育については、日野幼稚園をはじめ4つの幼稚園で実施しており、町域全体で充足している状況である」とのこと。また、「保育現場では子ども・子育て新システムを視野に、3歳児保育を含め、適正な保育集団の確保のための幼稚園と保育所の連携、統合保育の実施について、実態に即して課題を挙げて議論をしてきたところですが、いましばらくの間、議論の積み重ねと試行が必要な状況となっているところでもあります」、以上のような答弁でありました。

そこでお伺いをいたします。

南比都佐地区、西大路地区の3歳児保育を希望する園児は、必佐、鎌掛および日野幼稚園のいずれかに行かなくてはならず、兄弟児の通園送迎には困難を要しております。また、当地区には保育所はなく、保育を希望する者は他地域にある保育所まで通うことになり、こちらも保護者に負担をかけているところであります。さらにまた、これらの施設がないことから、子育て世代がほかの地区、あるいはほかの市町に移住するケースもあり、逆に地域の高齢化に拍車をかけているように考えます。これらの現状を踏まえて、町はどのように対応しようと考えておられるのかお伺いをいたします。

2つ目でございますが、地域情報新聞ヒノメイトの4月10日号に掲載されていたように、児童数の減少が甚だしい南比都佐地区や西大路地区、および桜谷地区においては、認可された幼稚園が保育所的な機能を備えたタイプの幼稚園型の認定こども園に移行する検討を始めるべきではないかと思いますが、当局の見解をお伺いします。このことは、昨日齋藤議員が質問をされておりますので、かなり重複するかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、この子ども園に関しましては、あるいは次の小型ポンプ搬送用車両の配備につきましても、来る6月29日南比都佐地区行政懇談会で新年度の新しい要望として挙げておられますことから、明快な回答を求めます。

議長（杉浦和人君） 6番、富田 幸君の質問に対する教育長職務代理者の答弁を求めます。

教育長職務代理者教育次長（岡 常夫君） おはようございます。

今ほど、3歳児保育の町内全幼稚園での実施ということで、富田議員さんの方からご質問を頂戴をしたところでございます。

まず、幼稚園におけます3歳児保育でございますが、昨日も齋藤議員の方にお答えをさせていただいた部分もでございますが、南比都佐の3歳児さんにつきましては現在7名おられまして、そのうち1名が鎌掛分園、また1名が必佐幼稚園に通園をされているところでございます。また、西大路幼稚園の3歳児さんは17名おられまして、そのうち1名が日野幼稚園、4名が鎌掛分園の方へ通園をされている現状でございます。なお、日野町全体の3歳児につきましては、幼稚園で定員120名を持っておりますので、現在92名の入園ということで、充足をしているところでございます。

今後、子ども・子育て支援計画の策定が進められるわけでございますが、その策定に向けての議論や、子ども・子育て支援新制度に伴う就学前教育、保育のあり方の検討を行っておりますので、これに合わせまして、日野町内全体の施設の有効活用も含めましての議論をしてまいらなければならないと考えております。

また、桜谷幼稚園とさくら園につきましては、認定こども園的な運営ができるよ

うに協議を進めているところでございますが、南比都佐幼稚園と西大路幼稚園の具体的な対応、また今後の方策につきましてはもう少し研究をさせていただきたいと、このように思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

6番（富田 幸君） おおむね考えたとおりの答弁でございますが、先日も、南比都佐あるいは西大路の園長先生ともお話をさせてもらってきました。大変3歳児の問題については、いろいろご議論もあるところでございますが、何せ今、答弁にもありましたように、なかなか3歳児だけの、もちろん集団活動というんですか、集団保育が難しいものもあります。

ただ、その子どもたちが4歳児、5歳児と一緒に園を営むことによって、やはり幼児期の発育に貢献するものがあると思います。特に、私も今申し上げている西大路、南比都佐で3歳児保育をやっていたら、それは結構なんですけれども、特に南比都佐の方は、幼稚園の部屋が1つ空いてあります。したがって、園長先生も教員さんだけ補充をしていただければ、南比都佐としては3歳児保育を受け入れることができるということをおっしゃっていました。

もちろん、西大路の方は部屋が今ございませんので、もしそういうことになれば、増園とか、いろんな問題が発生するかと思いますが、一気に3歳児保育ができるよということとは難しいかと思いますが、せめてそうした施設があるところからでも、3歳児保育を進めていく考えがございませぬか。ちょっとその点をお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 教育長職務代理者。

教育長職務代理者教育次長（岡 常夫君） 今再質問、頂戴をいたしましたように、子どもたちの集団ということは、非常に重要なことだと考えております。

その観点もございまして、現在桜谷幼稚園とさくら園の方を、何とか認定こども園的な、3、4、5歳をまとめる、また、0、1、2の部分さをさくら園の方で何とかできないかという議論を進めているところでございます。

実際、南比都佐の方も、おっしゃっていただきましたように、部屋が1部屋真ん中にごございますので、可能は可能でございますけれども、今回の桜谷幼稚園とさくら園との議論、また今後の方向性を考えながら、将来的なことも検討の中を含めてくる必要があるかなと思っておりますが、1点、適正な集団ということで考えますときに、現在鎌掛分園が3歳だけになってございます。

鎌掛分園の3歳児保育といいますのは、鎌掛小学校が日野小学校との統合の段階で、地元さんの方からの要望等もございまして、日野町で初めて3歳児保育のモデル事業を実施し、現在に至っているところでございます。これらのこともございませぬので、今すぐに南比都佐で3歳をするとすると、場合によっては鎌掛分園の存続

の部分が出てまいりますので、地元さんとの当時の覚書等も含めまして、慎重な対応が必要かなということだと思っております。

なお、教育委員会といたしましても、福祉部局とともに子どもにとってよりよい方法を模索しておりますので、今後の幼稚園ならびに小学校等のあり方の検討も含め、十分なる研究検討を重ねながら、日野の子どもたちのために何らかの方法を模索をしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

6番（富田 幸君） 要望を申し上げて終わりたいと思いますが、2点目の認定こども園、今教育次長が言われましたように、桜谷の方で試験的に実施をするということですが、南比都佐、あるいは西大路は、ほかの保育園と場所的にも離れておりますし、なかなかこの点は難しい点だろうと思っております。したがって、我々はできるだけ3歳児を、何とか今の4歳、5歳児とともに幼稚園でお願いしたいということを要望をしておきたいと思っております。要望とさせていただきます。

それでは、2つ目の質問に入ります。

これは、日野町消防団、私どもの地域は第3分団でございます。この小型ポンプ搬送用車両、これはご存じのとおり、南比都佐地区では日野町所有の小型ポンプを第3分団南比都佐器具庫において維持管理を行い、また、点検を行っていただいております。この小型ポンプを訓練、および点検等で搬送を行う際に、現在はご存じのように、団員個人で所有する軽トラックを借用あるいは使用して、活動しているのが現状であります。

特に、有事の緊急を要するときには、団員さんも勤めに出ておられる方がおられます。そうしたときに、搬送車両がなきため、即時に出動することが困難であります。先日も、余りありがたくない話でございますが、南比都佐の上迫地区で山林火災が発生をいたし、昨年度も、これまた当地区で3度の野焼きによる火災が発生しております。その際にも、専用の車両がないことから、最も近い分団でありながら出動がくれたというような経緯がございます。

また、最近では団員さんが軽トラックを所有していない方も増えており、今後、より一層車両の手配に時間を要することが予測をされます。

今議会で、第1分団、日野地区の消防ポンプ車両の財産取得が提案され、ご存じのように、1台の購入を予定をされておられます。日野町消防団第1分団の3地区にはそれぞれ1台ずつ3台、第2分団、東桜谷地区には1台、第3分団、南北比都佐には必佐地区に1台の、計5台の消防車両が、ご存じのように配備をされております。

今、第2分団の桜谷地区には、消防車両と別に小型ポンプも1台あるわけですが、南比都佐は小型ポンプのみでございます。この小型ポンプは、いわば有事のときには消防自動車というような活動を期待するものでありますが、今申し上げましたようなことから、大変出動がおくれることが多々あるようなことであります。したがって、この南比都佐地区の小型ポンプの車両の購入をご配慮いただけないかということで、当局に要望するものでありますので、よろしく答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） おはようございます。

ただいま富田議員から、消防車両等についてのご質問をいただきました。

日野町の消防団におきましては、それぞれ仕事がありながら大変なご苦勞をしていただき、日野町の火災予防、さらには火災防御、そして災害対策に大変なご尽力をいただいております。大変ありがたく思っております。

また、団員の定数も185名を、いろいろな事情がある中でも、団員の皆さんや各区長さんをはじめとした、地域の皆さんの力で確保いただいているということは、これもまたありがたいことであると、このように思っております。

こうしたことから、消防団員の皆さんが安心してといたしますか、しっかりと本来業務で頑張ってもらえるようにと、こういう思いで、今回の消防車両の購入におきましても、これまでの考え方を少し変えて、必要な装備についてはきちんと町の予算で確保をすると、こういう形で、日野町は第1分団の日野の消防車両の財産取得を提案させていただいたところでございます。引き続き消防団の皆さんといろいろな議論をしながら、日野町の安全・安心のために努力をしてまいりたいと、このように思っております。

さて、装備の件でございますが、日野町消防団では長い歴史の中で3分団制をとっております。それが1つの日野町消防団として、火災の発生時等においては総がかりで取り組んでいただいております。もちろん、火災の規模によりまして、その対応はいろいろでございますが、総じて全ての分団を挙げて活動をいただいているということは大変ありがたいこととございまして、こうした中で、消防車両を5台保有をし、それぞれの分団で管理をしていただいております。

また、小型動力ポンプでございますが、いろいろな経過の中で2台が町の所有となっておりますが、トータル、各字で所有していただいている小型動力ポンプなどを活用いただきまして、消火活動に消防車両とともに当たっていただいているのが現状とございまして、その小型ポンプの搬送に対しましては、今ご指摘ありましたように、消防団員が軽トラックに積載し、駆けつけていただいておりますのが現状とございまして、現在の車両体制の管理等も含めて、現時点の体制がいいのではないかと

と、このように考えておるところでございます。

また、軽トラックへの積載が難しく、出動がおくれることが多々あるというご指摘でございますが、そうした事情についてはまた幹部会の方でも聞かせていただきたいと、このように思っておるところでございます。小型ポンプの搬送につきましては現在のやり方をお願いをしたいと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

6番（富田 幸君） 1つ再質問させていただくんですが、先ほど申し上げましたように、第2分団につきましては、消防車両とともに小型ポンプが設置をされております。第3分団は、地形的にも南北にはっきり分かれた必佐に消防ポンプが配備をされ、南比都佐は小型ポンプを管理し、それでもって消防団活動にいそしんでもらっているところであります。

したがって、今さら消防自動車を配備せよと言っているわけではございませんので、今町長の答弁にありましたように、各集落にある小型動力ポンプにつきましては、それぞれの自警団、消防団の方が集落の中で軽トラックを利用するなりして、搬送をさせていただいているところでございます。何分申し上げております、南比都佐には、小型動力ポンプが1台あるのみでございますので、せめて消防車両にかわるような軽トラックで対応できないか、再度総務課長、答弁をよろしく願いをいたします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（池内俊宏君） 富田議員から再質問をいただきました。

小型動力ポンプの配備でございますけれども、現在第2分団と第3分団に1台ずつ配備がされております。配備の経過につきましては、いろいろな過去の経緯がございまして、第2分団につきましては、寄附をいただいた小型動力ポンプがおいであるということでございますし、第3分団の小型動力ポンプにつきましては、従前役場に配備をしておりました小型動力ポンプを、第3分団が管理をいただくというようなことで、結果として第3分団の中で南比都佐地区に配備がされているというような経過があるというふうに伺っておるところでございます。

そうしたことから、先ほども町長の答弁でございましたように、町全体として消防車両5台を分団制をとりながら消防活動をしていただく中で、小型動力ポンプについて、そういった現在の配備の状態になっておるところでございます。

また、現在消防車両が置いてあります各分団の詰所におかれましても、それぞれの経緯の中で、日野には地元の小型動力ポンプが置かれ、西大路の詰所には西大路地区の小型動力ポンプが置かれ、鎌掛にも置かれている。また、第3分団、必佐の方にも小型動力ポンプが地元のものが置かれていると、さまざまな経緯がある中で、そういったものにつきましては、先ほどから町長お話がありましたとおり、火災の

際には各消防団の方がいろいろとご苦勞をいただいておりますので、それぞれの自前の軽トラで小型動力ポンプも運びながら出動いただいているというような実態があるわけでございます。

そうしたことでございますので、消防団の資機材につきましては、全体として消防団でどういうふうに配備なり配置をしながら維持管理していくのかということが大きな課題かなというふうに思っておりますので、また全体として、消防団の幹部会等でご議論をいただく中でというふうなことを思っておりますのでございます。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

6番（富田 幸君） おっしゃっていただいていることはよくわかるんですが、今課長が言われたように、各消防車両の横には各地元の小型動力ポンプも一緒に配備されていると、これは、そんなことは何も聞いておりません。

南比都佐には、小型動力ポンプが今立派に改修されました器具庫に1台置いてあるだけなんです。それを消防車両として、その小型ポンプを搬送できる車両を、この地区に何とか配備できないかということでございます。従来から再三言われておりますように、消防団員のどなたかの軽トラックを借りて出動をしてもらっていますので、何遍も申しますが、勤めに出ておられる方がおって、その軽トラックを持っていない方が一番にそこへ駆けつけても、何とも致し方ないことでございます。

そのために、小型ポンプを絶えず乗せれる軽トラックをというふうに思っておりますが、今の幹部会ということもございまして。その辺も含めて、もう一度検討をいただくようお願いをしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（池内俊宏君） 再々質問を頂戴をいたしました。

消防団の資機材につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、消防団全体での話というようなことで、そうした中で今、消火活動をしていただいております。

そうした中、当然消防団の資機材等につきましては、幹部会でも十分議論をいただく中で、後々の維持管理も含めて、課題も含めまして議論をいただく中で、また検討をしていきたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

6番（富田 幸君） 先ほど申し上げましたように、この28日に行政懇談会で同じ要望が出るとお思いますので、町長、総務課長、お返事の方よろしくお願ひしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 次に、7番、高橋 涉君。

7番（高橋 涉君） 皆さん、おはようございます。

7番、高橋でございます。2項目についてお聞かせを願います。

まず1点目、第5次日野町総合計画についてですが、町の目指す将来像を示し、それを実現するための基本構想、基本計画、実施計画を構成された、町の施策にあたり、最も重要な位置づけとなります第5次日野町総合計画が2011年度よりスタートいたしております。

計画は10年となっておりますが、スタートより1年を経過いたしました2012年3月議会の一般質問で、1年間での進捗状況をお聞きいたしました。町長の方から、まだ1年度が年度として終了していないことから、課題や評価が整理できていないという前提であります、いくつかの考え方を、そのときお聞きをいたしております。

1つには、自治の力で輝くまちづくりの基礎である自治会、公民館のこれからの取り組みの方向を、住民の皆さんと考える取り組みを進めるという考え方、自治をかなえる町の運営を進める3つの施策については、第5次総合計画を実現するための基盤として、行政が責任を持って進めていかなければならないと、このようなことも言われております。

そのための施策として、住民とともに自治をかなえる町の仕組みづくりを進める、また、地域とともに自治力を支える組織の活力を高めるということで、成果目標を明確にする中で、効果的、効率的な業務が遂行される体制ができるように、財政とリンクした行政評価の仕組みづくりを進めている、このような決意的な発言もお聞きをいたしたところですが、以来2年、スタートいたしまして3年経過をいたしました現在でございますが、進捗状況はどうであるのか。実施計画に基づく成果、反省、課題等をお聞かせをいただきたいと思っております。

また、行政の取り組みとして、先ほどありましたように、自治をかなえる町の運営を進めるとありますが、具体的に実施された事項をお聞かせください。

本年度、26年度から28年度までの3年間の実施計画が策定されております。どの計画も重要であろうかと思っておりますが、特に重点とされている事項があればお聞かせをいただきたいと、このように思います。

議長（杉浦和人君） 7番、高橋 渉君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 第5次日野町総合計画についてでございますが、3年間が経過した現在の進捗状況などについてご質問をいただきました。

基本計画に挙げた施策の事業を具体化した平成23年度、いわゆる初年度から平成25年度までの計画の進捗状況は、主要な事業で262事業に対しまして、255事業の取り組みをしてまいったところでございます。それぞれの中身につきましては、この3年間、予算、決算等でも審議をいただいておりますが、いろいろな分野で前進したと、ありがたく思っております。

こうした中で、課題といたしましては、実施計画の策定に際して、総合計画の施策を実施していくために事業を精査する仕組みづくりについて、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、行政の取り組みであります、自治をかなえる町の運営を進めるについてでございますが、これまでの取り組みとしては、住民の学習参画を進めるために、平成24年度には日野町民が主役の地域づくりフォーラム、25年度には進取のまちづくり事業として連続講座を開催したところです。自治力を支える組織の活力を高めるための取り組みとしては、事業の成果目標を明確にする中で、効果的、効率的に事務が遂行され、達成できるよう、財政とリンクした行政評価の仕組みづくりを進めております。

特に、増え続ける電算経費への対応としては、自治体の情報システムの効率的な構築と運用を実現する仕組みとして、自治体クラウドによる県内6町の電算システムを共同利用するため、平成27年10月の稼働に向けて準備を進めているところでございます。

また、職員の専門性や資質の向上のため、毎年積極的に研修に参加するよう取り組むとともに、出前講座等を通じて積極的に地域に出向き、住民の皆さんの中で研さん等を積んでいるところでございます。

健全な財政運営につきましては、公営企業会計をはじめ、一部事務組合など、行政サービスを含む新地方公会計制度による財務書類4表を、毎年度ホームページにおいて公表をいたしております。あわせて行財政の運営につきましては、起債の繰り上げ償還をはじめとして、後年度負担をできるだけ軽減するような取り組みも大切にまいったところでございます。

次に、平成26年度から28年度の3年間の実施計画で、特に重きを置いている事業ということでございますが、全ての施策を着実に実施していくということが必要と考えておりますけれども、挙げるとなれば、町単独の福祉医療費助成の拡大、現在進めておりますこばと園整備事業、さらにはグリーン・ツーリズム事業、大谷公園の管理事業、子ども読書活動推進事業など、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

7番（高橋 渉君） るる項目についての評価等々をいただきましたが、総合的な見地の中で、ここに書かれている部分で、ちょっと説明をお聞きしたいというふうに思います。

この策定にあたっては、住民の方々等々、ご意見、相当入れられて、策定されているというふうに思っております。そのまとめられた資料というのがございます。優先順位、今日野町に充足度として低いと住民が思っておられること、それを早急

にやらないといけないことというような形でいくつか挙げられておりますが、それにおける評価というのはされたかどうかということですね。

ちょっと読んでみますね。

1番、観光の振興、2つ目、生活道路の整備、3つ目、住環境の整備、4つ目、防犯体制の整備、5つ目、防災対策、6つ目、労働環境の整備、7つ目、農業の振興、8つ目め、地球温暖化対策、9つ目め、公共交通の充実、これを最優先にしないよ、日野町は不足していますよと、この提言を受けているんですね。これに対して、評価はどうなんですか、3年間経過しました。

残念ながら、そういった意味でのちょっと評価を聞いたかったんですが、評価されたのかどうかというのはよくわかりませんが、ただ僕、お聞きしませんが、こういったことが本来最優先に進めるべきだということを提言されているわけです。それだけ重要な総合計画であったと、僕は認識しているんです。

次言いますけど、この26年度からの課題、項目がありますけど、これまた余り重要視されていない形になっているんですよ。これでいいのか、総合計画がというふうに思うんです。

もう1つは、少子高齢化ですよ。若者の減少も非常に進んでおりまして、地域集落の空洞化が起こっているというような現状でございます。そういった中で、地域維持機能が低下しておりまして、ますますこれが進むことが懸念されるわけでございますが、そういった中で、人口の維持、増大が課題となるわけでございますが、その意味で今後、若者たちの日野町での定住が、大きなポイントになってくるんじゃないかなというふうに思います。

この第5次総合計画が策定されるにあたりまして、住民意識調査がなされておりますが、その項目の中に、日野町に若者が定住するために、どのようなことに力を入れたらよいと思いますかという項目がございますね。1番、働く場所の確保、これが76.5パーセントです。ちなみに2番目ですが、地域のしきたりや習慣の改善、これが52.6パーセント、これが1位、2位を占めているわけですね。

これを見ましても、働く場所の確保、76.5パーセントとありますよね。これに対してチャレンジしているのかどうか。これに関して、施策として3つ挙げられております、総合計画の中でね。1つは、地元の企業を育てるという形で関係を育てる、2つ目、地元を育てる企業の誘致を進める、3つ目、町の宝で仕事をつくる、4つ目、誰もがいつまでも働ける、安全と安心な生きがいの環境づくりを進めると、このような施策を掲げられているんですね。これについてはどうなっているんですかということなんです。

そういった意味でいいましたときにおいて、この第5次総合計画が日野町に大変大事なものだという、基幹となるものです。それについて、町全体が動いていこう

や、町民全体を巻き込んで動いていこうやと、こういう状況の中で、これがないがしろになっては何もならないと、こういうふうに思うわけでございます。これについて、ちょっと考え方だけお聞かせ願えたらなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 第5次総合計画の策定にあたりましては、今高橋議員からご指摘ありましたように、懇話会の皆さんが何十回にもわたる議論をして、この計画を練り上げていただいて、大変すばらしいものにしていただいたものでございます。

あわせて、特に平成23年からでありますので、これの議論をしているときは平成20年、21年ぐらいから、22年にかけて議論をいたしております。平成20年といえますと、これはリーマン・ショックの時代でございまして、また、地方財政危機がなかなかとまらない、下げどまった時期であります。それまでの経過からすると、財政的にもなかなか厳しい時代、さらにはリーマン・ショックで経済全体が混迷化していた時代であります。

だからこそ、そこの部分で日野町の総合計画は、住民の皆さんがともに考え、ともに歩む、そして自分たちができることはやっつけよう、こういう先に議論をしておりました、自律のまちづくりの理念を継承といいますか、そうした考え方も包含しながらつくっていただいたものでございます。

そうした中で、それをもとに今、3年間で経過をしたわけでございまして、町の方でもこの3年間の進行状況や、町民意識の問題も含めて集約をして、後半に向けた、また取り組みに生かしていこうということで、今年度そうした取り組みも実施するというところにいたしておるところでございます。

そうした中で、先ほど観光振興、道路、住環境、防犯、防災、労働環境、農業振興、地球温暖化、公共交通、少子高齢化などの項目等についても例示をしていただいたところでございますが、それぞれの項目につきまして、住民の皆さんとともに努力をしているのが現状でございます。

道路の問題につきましては、昨日のアクションプログラムの中で進行状況もお話をしたところでございますが、住民の皆さんとともにこうしたことが1歩1歩進んでおる状況でございますし、観光振興につきましても、地域の皆さんが大変な頑張りをいただいているということでございますので、それぞれの項目について1歩1歩前進をいたし、3年間の主要事業262の項目に対して255程度で取り組みをしていると、こういうことでございますし、先ほども申し上げましたが、これを実現するためには当然予算が必要でございまして、この間については予算もお願いしながら事業を進め、決算においてもその成果についてご審議をいただいていたところでございますので、引き続きそうした取り組みが住民の皆さんにわかりやすい総括となるよう、今後さらに一層努力をしていかなければならないのではな

いかと、このように聞かせていただいたところでございます。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

7番（高橋 渉君） 先ほど、1年過ぎたときの質問のときに、町長、またこんなことも言っておられるわけですね。この第5次総合計画は、非常に住民意識が高まっているという形の、関心をお持ちだということもおっしゃっておられるんですね。

町長はそういう観点からも見ておられるということは、非常に重要な位置づけになっていると、住民との連帯の中で重要な意識になっていると自覚していただいているんじゃないかないうふうに思っております。

そういった中で、1つだけ、僕ちょっと最近思うんですけど、すぐにやれる、やりやすいことはやる。しかし、難しいこと、時間がかかること、苦労がかかる、汗をかかなきゃいけないこと、これに関してはなかなか着手していないなど、このような感じがしてなりません。ちまたに言われることと、それからリーダーシップを持ってやらなきゃいけないこと。リーダーシップを持ってやらなきゃいけないこと、これができるのは町長しかいないんです、本当に。1人なんです。イデオロギーとかそんなことじゃなくて、町民、住民の方に、やっぱり引っ張っていくよと、こういった形の体制、考え方を持っていただきたいなというふうに思っております。

これ、そういった意味で見ますと、僕はちょっと、今工業団地とかありますが、もうあと非常に残り少ない区画しかないんですけど、単に見るならば、今何で工業団地つくらなきゃいけないのというような、ちまたのことなんです。

しかしながら、工場の再築とか、あるいはしたいなという人は、必ずいるんです。必要なんですよ。しかしながら、難しいなというのはありますよ。だけど、場所がなければできないじゃないですか。造成して誘致して、そこへ入ってもらわなきゃ意味がないわけですけど、じゃ今まで工業造成地にいろいろ申し込みがあったんですか。そのときの分析はできていますか。なぜ成立しなかったんですか。それ、分析できていますか。じゃこんなことをすれば、日野町にもまた誘致という形の目的のもとにできるんじゃないかと。これ、非常に難しいですよ。だから、汗をかく必要があるんじゃないかなと。そういった意味の中で、先ほどの若者の働く場所の提供とか、リンクしていくんじゃないかなというふうに思います。

こういった意味で、短期にいかない、汗をかかなきゃいけない、難しいことではありますけど、そういったことに1歩でもやっぱり今からやっていく必要があるんじゃないかなと、こういうふうに思えてなりません。

第5次総合計画にすばらしいことが書いています。そういった意味で、難しいことも書いております。若者の働く場所とかいって、今4つほど言いましたけど、あれも大変なことですよ、1つずつ考えてみたらね。だけど、手がけていかなきゃ進まないというふうに思いますので、ちょっとそういう意味を含めて、最後に副町長、

何もないですので、1回その辺のところ、副町長としての考え方をお聞かせ願いたいなど。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（平尾義明君） 高橋議員さんの再質問がございました。いろいろご提言をいただきまして、まことにありがとうございます。

今もお話がございましたとおり、やりやすいことはやるけども、難しいこと、また時間がかかること、汗をかいていないじゃないかというふうなお話がございます。これから、やはり行政の取り組みというのが、先ほどお話がございましたように、施策、3つございますので、そこら辺を十分に注意をしまして、住民と協力しながら、また議員の皆さんともご協力いただきながら進めてまいりたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

7番（高橋 渉君） 少しでも認識していただきまして、日野町がよくなるように、ここに幹部の皆さんがお集まりですので、ひとつよろしくお願ひいたします。

それでは、2項目めの質問に入らせていただきます。

五月台の公共下水道の整備が完了いたしますと、日野町住宅地の7,606世帯全てで下水道の接続が可能な状況となります。これによりまして、町の健全な発達および公衆衛生の向上、あわせまして、公共用水域の水質保全に寄与できる、1つの整備ができたのではないかと思う次第でございます。

しかし、下水道の整備事業は、開始から年月も相当経過いたしております。初期整備箇所の劣化損傷が危惧されるところでございますが、特に農村下水は平成元年供用開始の地区もあることから、現状で問題は発生していないのか。また、今後の劣化についての対応はどうなっているのか、考え方ならびに、あわせまして農村下水については、公共下水道との関連も含めてお聞かせをいただきたいと思ひます。

また、下水道管渠築造工事がなされていっても、家庭の接続供用がなされていない限り、整備強化はいえません。会計の健全な運営にも影響を及ぼすことと思ひれます。当局より提供いただきました、平成26年3月末時点の世帯数における供用率を見ますと、農村下水道では総世帯数1,462に対し供用世帯数1,416で、実に96.9パーセントと高い率となっております。一方、公共下水道におきましては総世帯数5,937に対しまして75.7パーセントと、農村下水道と比較するとかなり低い供用率となっております。

理由は、当然のことながら、最近管渠構築が終了した地区が多い、また重複いたしますが、湖南サンライズの52.6パーセント、曙団地の30.3パーセント、椿野台の29.2パーセントと、新興住宅地区での低い供用率となっております。

この新興住宅地区では、浄化槽を使用されておられる方が多いと聞いております。

平成26年3月末時点ですが、湖南サンライズの住民基本台帳での人口は2,061人です。下水道未接続人口が974人、そのうちの444人、接続されていない方の45パーセントが浄化槽を使用されているという状況になっております。同じく、曙団地では未接続人口が459人で、そのうちの166人、36パーセントが浄化槽を使用されている状況であります。また、椿野台におきましては143人の方が浄化槽を使用されて、未接続人口の約50パーセントになっております。また、今回接続可能となります五月台におきましても、人口604人で浄化槽使用者の方が361人、約60パーセントおられることとなっております。供用率の向上には浄化槽使用者の協力も1つの課題だと、私は思いますが、当局としての供用率向上へ向けての課題、施策等をお聞かせください。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 下水道についてのご質問をいただいたところでございます。

農村下水につきましては、南比都佐処理施設が平成元年10月に供用開始したのをはじめ、全9処理施設が平成10年10月までに供用開始しております。既設の処理施設につきましては、機能強化事業により処理施設機器の交換やオーバーホールの実施により、経年劣化に対する対応をしており、現在2順目に入っておりますが、大きな問題は発生しておりません。今後も当事業を有効活用し、管理をしまいたい、このように考えております。

なお、公共下水道との関係でございますが、災害対策なども含めて、農村下水として残すのも手ではないのかなど、このように考えておるところでございます。

また、公共下水の部分における供用率の向上についてでございますが、ご指摘のありましたように、いわゆる住宅のところにおいて既に浄化槽が設置をされておられることから、これへの切りかえが進んでいないのではないかと、こういうご指摘でございます。

確かに、工事から3年以内につなぎ込むことをお願いしておるわけでございますけれども、曙団地や椿野台、五月台も、まだ工事が終わって時間がたっていないということ、そして、既に浄化槽という形で使われておられることなどもあるわけですが、こここのところも含めて、つなぎ込みをしていただけるように、絶えず町の広報などでお知らせをいたしておりますし、未接続住宅へ文書による啓発もしたいと、このように思っております。

また、接続にあたりましては、住宅リフォーム制度も活用していただけるということでもございますので、そうしたことも含めて、できるだけ早くつなぎ込みをしていただき、供用率が向上するように引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

7番（高橋 渉君） 劣化対策については十分なことが今されているというようなこと、その劣化対策の中で、これから梅雨時期になりますと、雨がかなり降ってまいります。これは台風シーズンになっても雨は降るといふ、そういった中で、入水に対する対応はどうされているのか、ここら辺のことをお聞かせ願いたいなというふうに思います。

それから、基本的には団地関係につきましては設置されて日がないということで、接続率が低いのは当然でございますが、しかしながら、先ほど言いましたように、浄化槽との問題があることはこれは事実だと思います。そういった方に関して、文章だけで本当にいいのかなど。強制はできませんが、やはりお願いするということも大事じゃないかなというふうに思います。

そういったことも踏まえながら、先ほど言いましたように、いかに財政投資に関する効率を上げるかということにも結びついてくるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺のところ、もうちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 上下水道課長。

上下水道課長（中井宣夫君） ただいま高橋議員さんの方から、不明水についての侵入ということでのご質問をいただきました。

これにつきましては、不明水には大きく分けますと2通りありまして、今おっしゃっていただきました、上から入る雨水の関係と、そして管路からの地下水が入る不明水という形がございます。

公共下水道につきましては、昨年の台風18号の被害を受けて、滋賀県において下水道不明水対策検討会というのを、平成26年度より立ち上げをしていただきました。そういう中で、県の琵琶湖環境部の下水道課の職員さんを中心に、各関係市町の職員と、ソフトおよびハード面について対策検討を実施しているところでございます。現在のところ、もう3回ほどの会議を開催してやっているというような状況でございますが、この検討委員会の取りまとめに沿って、不明水の対策を実施してまいりたいと思っております。

そしてまた、農業集落排水事業につきましては、4月23日に開催いたしました9地区の農村下水道の維持管理組合長代表者会議ということで、その中で、不明水のうち、雨水の各個人宅での流入について、皆さんで今度雨が降ったときに、各個人さんの最終弁のところを開けていただいて、きれいな水が流れていないかどうかというような確認をお願いしてほしいということでお話をさせていただいて、各組合長さんも一応それを持って帰っていただいている状況でございます。

それと、3月にご承認いただきましたディスパーザーという装置の関係と、今現在、脱水乾燥車で肥料をつくっております。その辺の説明会を、各役員会および字

の総集会などで順次説明を回らせていただいている中で、3点目ということで、同じように雨水が流入していないかどうか、再度確認をお願いしたいということで、皆様方をお願いをしているところでございます。

そして、管路の不明水につきましては、先ほど町長が申し上げました機能強化事業の中で、順次対応をしておるところでございます。

それと、浄化槽に対する設置の関係につきましては、昨日對中議員さんの方からもご質問いただきましたように、確かに多くの方が浄化槽を新興住宅地については設置をされておられます。そういうような関係につきまして、先ほど町長の答弁の中にありました、広報を行っておりますのと、文書を投函させていただいているというようなことでございますので、その中におきまして、昨日申し上げました、浄化槽を設置していただいている維持管理費が大体4万から5万かかっておりますので、その辺の費用の関係と、うちに払っていただく使用料との関係も含めて、こういう経済的に大きく差がないんですよというようなことも含めて、啓発をさせていただきたいなと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

7番（高橋 渉君） 供用開始に関して努力をしていただいておりますし、これからも強化してやっていくというようなご意思を表明していただきました。また1年後には同じような形の質問をさせていただき、供用率が上がっていることを期待いたしておきます。

議長（杉浦和人君） 次に、10番、東 正幸君。

10番（東 正幸君） それでは、通告にしたがいまして、合併の問題と農業委員の問題につきましてお尋ねしたいと思います。

平成の大合併がスタートいたしましたのが、それ以前にいろんな会議とかさされておるんですけども、一応1999年であります。当時はもう、確か2001年ごろからだったと思いますけれども、1市3町東近江地域行政研究会が設置され、翌年3月には合併協議会が設置され、合併の議論が進められようとしておりました。

しかし、その間もなく、突然に2市5町での枠組みで協議されるようになりましてたけれども、これも言わずと知れた仲間の話は進まず、今度は隣の蒲生町との合併協議が発足したところでもございます。合併は避けて通れない、合併しないと財政が破綻するなど、合併ありきの姿勢でありました。しかし、真剣に考え、自分たち住民は今は何をすべきなのかの問いに、多くの住民が疑問を持ちながら、結集してから早10年が経過いたしました。

先日のNHKのクローズアップ現代で、「平成の大合併・夢はいずこへ」と題して、篠山市のことが取り上げられており、放映がされました。平成の大合併で、全国3,200余りあった市町村が、2010年には1700の自治体までに減少をいたしました。

合併問題は、先ほど言いましたように、避けて通れないなどと言われた中で、市町村合併特例法の特例措置期間、経過期間10年と激変緩和期間5年が終了することとなりました。その合併の期間については、それぞれの自治体で少し違う期間があるわけでありませうけれども、その結果、合併の結末についての検証といいますのか、それぞれに影響を与えたことは大きいと思いますが、町長のお考えをお伺いするところでもございます。

また、合併特例法によりまして、合併算定替等による増加額が合併市町村の普通交付税の数パーセントにも、これは平均であります、及ぶとも言われ、またそれに加えて、合併によって旧の支所経費の加算など、今年度予算に組み入れられ、本当に国から見た合併による交付税削減効果があったのかどうか、このことについてお尋ねしたいと思います。

合併すれば、よく負担は低くなり、サービスは高くなるとの、非常にうたい文句でありましたが、行政サービスが本当に高くなったところがあるのかどうか、これもわかれば教えていただきたいなと思います。

よく、地方自治は民主主義の学校と言われますけれども、合併して自治の機能が向上、前進したのか、逆に合併しなかったから行政機能が低下したのか、そこら辺のところはどのように見られておるのかお伺いいたします。

また、今平成の合併は一旦終息したように見えますけれども、本当に最近の安倍政権はなりふり構わないところがございませう。そうしたところで、道州制法案が日程に上がっております。人口減少時代を背景に、また構造改革での都市へのシフトとして、新たな強制合併となりはしないかと心配しているところでございませう。これについてどのように思われているのかお伺いしたいと思います。

当町が合併しなかった評価を住民とともに検証し、総括してはいかがかお伺いするところでもございませう。

議長（杉浦和人君） 10番、東 正幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 東議員から、平成の大合併の検証についてなど、ご質問をいただいたところでございませう。

ご指摘のとおり、全国の市町村がかつて約3,200あったものが1,700程度になりました。滋賀県も50市町村が19市町村になり、さま変わりをしたわけでもございませう。それまでから、市町村の合併というのはそれぞれ自主的に進められてきたわけでもございませうが、この平成の大合併については、国や県から大変な圧力がかかってまいりまして、合併しないとやっていけない、こういうことが言われた中、さらに同時に三位一体改革によって、ほとんどの自治体が危機的な財政状況に陥った、こういうことがあって、合併が進んだことは事実であります。

合併した市町は、合併後の新市建設計画が必ずしも実施できるということではな

くて、財政力指数の低下や財政調整基金の減少ということもあったわけでございまして、合併すれば財政がよくなるということにはなかったと。財政問題がかなりの圧力になって合併が進みましたが、結果としてはPRされてきたこととは違う状況になったのではないかと、このように思っております。

そうした中で、財政の根本であります交付税についてでございますが、合併後10年間は新市町の基準で地方交付税を積算するのではなく、旧の市町村の基準で積算する、有利な合併算定替の特例がございますが、11年目からは5年かけて暫減し、本来の算定となるということでございます。

県内のある市では、本来の算定が交付税40億で、特例では70億ということで、15年が終われば30億も交付税が減ると、こういうような形になっておるところもあるわけでございますが、全国各地でこうしたことではやっていけないという声が上がる中で、総務省は支所に要する経費として、住民サービスの維持向上やコミュニティーの維持、災害対応等への役割に新たな財政需要が生じることなどを基準に、3,400億円を算定するということでございます。3年間ということで、暫時ということでございますが、これによりまして、合併による交付税の削減効果、いわゆる算定替の上積みの部分でございますが、これが9,300億円から5,900億円程度になるということございまして、これは平成26年度の地方交付税、約16兆円でありますから、こうしたわずかに数パーセント、いわゆる節約できるかどうかで平成の合併に多くの自治体を駆り立てて、この国からなくなったことは大変残念なことであり、当初から言われておった財政効果というものもごくわずかであったということなのではないかと、このように思います。

次に、行政サービスについてでございますが、ご指摘のように、合併すれば負担は少なくサービスは高く、こういうふうに言われましたが、必ずしもそういう状況にはなっていないくて、合併すれば負担は高くサービスは低くという状況になっているということも、よく聞こえてくるところでございます。

そういう中で、役場が支所となり、権限も予算もなく、職員も削減され、周辺部の行政サービスが低下し、地域経済も衰退するというところで、周辺部を中心に不満の声があるというふう聞いておるところでございます。行政サービスをどのようにするのかということで、地域づくりを進められているところもあるわけでございますが、大きな自治体も小さな自治体も、しっかりと行政サービスを提供することができるような地方財政対策、地方自治制度が必要なのではないかとこのように思っております。

次に、自治の機能についてでございますが、自分たちの町のことは自分たちで考え、実践するという自治の機能についても、大変重要な課題であるというふうに思います。自治体の規模が大きくなったところでは、議員の数が少なくなったり、住

民の声が届きにくくなったというふうによく言われておりますが、こうした中で、旧村単位や学区単位に新たなまちづくり協議会などを立ち上げ、住民自らの力を生かした、地域自治機能を向上させる取り組みを推進されているところもあるわけでございます。

一方、合併しなかった町村については、住民と行政、住民と議会、住民と住民の顔が見える関係を生かした、住民の参画と協働のまちづくりに取り組んでいこうと、こういう気概が広がっているのではないかというふうに思います。

いずれにいたしましても、合併をしたところ、しなかったところも住民自治がしっかりと機能する、そういうまちづくりを進めることが必要であると、このように思っております。

次に、道州制の問題でございますが、平成の合併の教訓からも明らかなように、大きくなればいいという哲学ではなくて、自治の機能も人々の暮らしも、そういう哲学では豊かにならなかつたというふうに思いますので、住民の身近にあって住民の命と暮らしを守る使命を持つ自治体であって、災害への対応、さらには人口や面積、地域が成り立ってきた経過なども大切に、適切に対応できる自治体が必要だというふうに思っております。いつも思うわけでありますが、大きな都市も小さな町もあって、都会も田舎もあって、この国でしっかりと人々が暮らしていける、そういう社会が大切なのではないかと、このように思っております。

次に、日野町の検証についてでございますが、日野町のまちづくりは多くの住民の皆さんのご意見をもとに議論をいただき、住民懇話会の提言をもとに策定した第5次総合計画に基づき進め、4年目を迎えております。総合計画では、住民の参画と協働のプロセスを重視した、効果的な行政評価の仕組みづくりに取り組むこととしております。

現在、過去3年間の進捗状況の点検をしているところであり、課題を明らかにしつつ、総合計画後期の実効性を確保するため、住民の視点による評価に向けて準備を進めております。こうした取り組みを通じて、ご質問の趣旨の検証や総括もできるのかと考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

10番（東 正幸君） いずれも、やはり地方自治ということで、住民と住民の声が大事だということでございます。

その中で、財政問題がかなり大きいということでもあります。見ておきますと、日野町の交付税が、平成18年には、それまでは臨時財政対策債も含めて十五、六億あったわけでありましたが、平成12年ごろは大方20億ほどあって、平成17年は合計で15億になって、それから地方交付税だけ見ても、平成18年は8億6,000万、それから19年は8億、20年は9億と、本当にむちゃくちゃ減っているということござ

います。

確か、私覚えておりますのは、17年の1月の広報だったと思うんですけども、3年間で二十何億か入ってこないということで、広報が出されました。その当時、多分財政担当は今の総務課長だったと思うんですけども、これ、どうなるのかなという、私も合併したらだめだということで思っておりましたし、非常に気がかりでございました。それだけ減った中で、どうやって乗り越えられたのかなという思いでございます。そこら辺も1つお聞きしたいなと思います。

それと、先ほど合併算定替のことですけれども、これは少し意味が違うのかなと思う部分はあるんですけども、合併特例法で、合併市町村における地域住民の連帯の強化、あるいはまた旧町村単位の地域の振興や地域の行事の展開、文化伝統の伝承に関する事業、コミュニティー活動、自治会活動の助成とあります。

そんな中で、そうしたお金が要るのであれば、そういうのをきちんと積み立てなさいよという、合併特例法にあったと思うんですけども、それがあいながら、なぜ今、この支所等に、3年間でありますけれども、交付されたのか。これはちょっと意味が違うのかもわかりませんが、そこら辺の説明をできましたらもう一度お願いしたいなと思います。

それと、やはり私は平成大合併の総括といえますか、それだけでもやってほしいなという、思います。町長の回答では、そうした総合計画の中で3年間の進捗状況を見る中で、住民の視点で取り組む中で検証、総括できるものと考えてということでもありますけれども、やはりここは改めて合併しないよかったということが、形としてきちんと検証、総括していただきたいなという思いでございます。取り組みをやってもらっているわけでもありますけれども、その中でも改めての検証、総括は必要ではないのかなという思いでございます。それについて再度お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 確かに10年を振り返りますと、平成16年が地財ショックということで、地方交付税が大幅に減って、全国各地でこれはやっていけないと、こういうような声が上がった年でありました。まさに小泉構造改革のもとで交付税削減がどんどんされてきて、どこまでこのまま下がっていくだろうと、こういう心配をしたわけでもございまして、それは合併をした町もしなかった町も同じように、交付税の削減がされたということでもございます。

地方財政対策は、当時から八十三、四兆円で全国的には推移をしてきたと、こういうふうに思っておりますが、毎年毎年それが削減をされ、平成18年、19年、今ご指摘のような厳しい状況になりまして、いつも私も覚えておるわけでもございますが、平成19年の決算が69億でやったということでもございますので、大変厳しい状況でもございました。

どうしてこれを乗り越えたのかということですが、全般的に町民の皆さんのご協力を得て、経費節減にご理解をいただいたということ、さらに、その中でも人件費、人員の圧縮と、そしていわゆる単独の公共事業を繰り延べをした、こういうようなことで、財政的には乗り越えてきたというふうに思っております。

そうした中で、地方財政計画の当初におきましては八十数兆円で推移をいたしておりますが、これまた平成20年のリーマン・ショックを受けまして、平成21年以降は国も大幅な予算になったわけですが、地方自治体においては当初予算というよりも、むしろ補正予算でこれについてきたという経緯がございます。リーマン・ショックしかり、そして今回の消費税対策という形で、平成21年以降はそういう形で、一定の財政規模になってきたのではないかと、このように思っております。

ですから、最初の平成16、17、18、19のあたりでは、なかなか地方財政全体の規模が大きくならなかったのも、大変町民の皆さんには辛抱していただき、当時懸案でありました、中学校の建設に特化をしてといいますか、優先的に対応をしたところでございますが、その後の、今申し上げました補正予算等の対応によりまして、日野町でもできなかった農道舗装などが前進する、さらには町道改良なども前進をする、そして教育施設の整備も大きく前進をするということができたのではないかと、このように思っております。

さて、合併したところの算定替に伴う支所の経費ということですが、私どもは合併していないので、その実感はわからないわけですが、先ほど申し上げましたように、70億の旧町積算が一本化すると40億になって、30億も減るといことは、これは誰が考えてもとんでもないことでもありますので、そういう意味では、15年間かけてこの70億体制から40億体制に、毎年毎年きちんとすり合わせていくということが必要になったのだろうというふうに思いますけれども、なかなかそこはいろんなニーズに応えるということで難しく、結果として落差が大きくなるのではないかと、これにあって、総務省が支所の経費等について処置をするという方向にならざるを得なかったのではないかと、このように思っております。

また、総括の話でございますが、日野町は日野町としてこうした歩みを進めてきましたので、その現状について、第5次総合計画の途中経過という中で総括をすることが必要なのではないかと、このように思っております。町民の皆さんの中には合併しなくてよかったなと思われる方もたくさんおられますし、やはりした方がよかったんでないのかなという思いを持っておられる方もおられますし、また、道州制の論議がある中で、今後の地方自治体の制度がどのように変わっていくのかということについてもお考えの方もおられますので、しなかったからよかったというこ

とを役場の方から押しつけ的にすることよりも、現在の第5次総合計画の進捗状況をしっかりと検証する中で、いろいろな議論を進める中で、意見交換も含めて議論が深まることが大切なのではないかと、このように思っております。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

10番（東 正幸君） 算定替のことについてはお答えいただいたわけですが、けれども、先ほど申しました合併特例法の中での地方自治法第241条の条文は、これはもう全然違うことなのか、総務課長、どうなんでしょう。ひとつまたこれについてお答え願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（池内俊宏君） 東議員から再々質問をいただきました。

地方自治法の241条の条文につきましては、基金を設置できる条文でございまして、合併特例法によりまして合併特例債を活用して、新市のまちづくりを見据えての基金の造成ができるというようなことで、合併特例債の使い道の1つとして、そういうようなこともできるというようなことであったというふうに思っております。

そういったことで、合併特例債という有利な起債を使いながら、そうした基金にも積み立てをしながら、将来の新市のまちづくり計画を実施をしていくための財政運営をしていく財源をそこに置けるというようなこととあわせて、先ほどからお話がございまして、合併算定替というようなことでの、合併をしなかった状態での交付税の算定をしてもらえるとすることをあわせ持つて、そういった一定の財政支援を使いながら、新しいまちづくりをしていくというようなことでのものであったということでございます。

結果として、そういったことも含めまして、先ほど町長からお話がございましたとおり、さまざまな合併された団体の実情がありながら、実態としてうまく機能がし切れなかった部分もあって、今のようなお話になったのかなというふうにお感じのところでございます。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

10番（東 正幸君） きちっとした合併検証をしていただきたいなと思いますし、今お話がありましたとおり、やはり地方は地方交付税によって、依拠しておりますので、何とかこの地方交付税はそのまま確保できるように、いろんなことを通じてしていただきたいなと、このように思っております。

それでは次、農業問題でありますけれども、もう皆さんご存じのように、先日農業改革に関する意見が、規制改革会議農業ワーキンググループから提出されました。その中では、農業委員会組織の解体ととれる内容となっております。今日は第22期の農業委員の告示日でございます。選挙制度を廃止、市町村長による選任、それから農業団体からの選出廃止、農業委員数の縮減、農地利用推進員の設置、県の農

業会議の廃止、全国農業会議所制度の廃止、農地の権利移動の届け出制、6次産業化への農地転用基準の緩和などが上がっております。非常に農業問題に関して、何を考えているのやという思いでございますし、これは全くでたらめな意見ではないのかなと、私は憤慨せざるを得ません。

これもやはりT P Pへの参加のための規制緩和策なのかなという思いでありますけれども、この農業委員廃止論ともとれることについて、ご意見をお伺いするところでもございます。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 農業委員会制度についてのご質問でございますが、農業委員会は独立した行政機関でありまして、市町村の行政委員会として、農地法に関する法令業務のほか、食糧の生産基盤である優良農地の確保や遊休農地対策、食育、地産地消の推進を目的とした活動を進めていただいております。

ご質問にありました、政府の規制改革会議農業ワーキンググループによる農業改革に関する意見について、全国農業会議所は現場で頑張る農業委員の気持ちを削ぐ、理解しがたい内容であり、決して容認できるものではないとし、5月27日に開催されました全国農業委員会会長大会においても、提案要請決議が採択されているところでございます。

こうした農業委員会潰しともとれるということでございますが、大変乱暴な議論の中で規制緩和をしていこうということについて心配をいたしております。農業関係者からこうした意見が出てきたものではなくて、限られた規制改革会議の専門でない方々が多数を占めるような中で、こういう荒っぽい議論がされていることは、この問題だけではなくて、大変政策の決定の方法として危険なのではないかなと、こういうふうに感じております。今後もそれぞれの関係団体等の取り組みも進めていただきながら、慎重な議論をすることが大切だと考えております。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

10番（東 正幸君） ワーキンググループからの意見ということで、農業団体ではない団体がしているということでございます。

私はやはり、農業は日本、あるいはこの地域にとって一番大事な産業ではないのかなというふうに思っておりますし、この問題につきましては、あらゆる機会を捉えていただいて、やはりその地域地域によっても状態が違いますので、農業委員会全体のことは全国でも、それは統一できるわけでございますけれども、町村、あるいはまた都道府県によっても、ほとんど地域の実情が違うわけでありまして、そういう機会がありましたら、町長や農林課長はその場で、これはもう絶対大事なんだということを伝えていただきたいな、滋賀県の町村会とか、そういう中でも述べていただきたいし、農林課長は出席のいろんな場面で、これはもう絶対だめなんだ

ということで、問題もありますけれども、そういう場で述べていただきたいと思います。そこら辺の点については、何か答弁がありましたらひとつよろしくお願いたいなと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（高岡良三君） ただいま、東議員さんの方から再質問をいただきました。

ご指摘のとおり、今回のワーキンググループが出しました意見書という、そのものにつきましては、大変な反響を呼んでいるというところでございますし、内容的にも、今東議員さんが言われました、農業委員会の解体に近いというふうな状況でございます。5月27日の全国農業委員会会長大会においてもその部分は決議をされたわけでございます。今、私どもの方も東近江地域で農業委員会の連絡協議会をつくってございますし、都市の方の委員会、都市連の方では、もう既に意見書等の発送について合議をしたということで、県の農業会議の方でその部分を作成するというので来てございますので、私ども日野町農業委員会としても、そういう部分の中での協議を進めていきたいというふうに思っております。あわせて、過日10日の農業委員会でも、若干その中身は報告をさせていただいたと思っておりますので、この点についても今後もしっかりとした取り組みを進めていきたいというふうに考えてございます。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

10番（東 正幸君） 特にこの農業委員会の問題につきましては、あらゆる機会を捉えて何とか発言をしていただきたいと思います、こう思っております。

これをもちまして、私の質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 午前中の3名の方の質問は終わりました。発言時間の予定時間を申し合わせしている関係上、その他の諸君の質問は午後1時30分から行います。

ここで暫時休憩をいたします。

—休憩 10時43分—

—再開 13時31分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

5番、蒲生行正君。

5番（蒲生行正君） それでは、一般質問通告書に基づきまして、今回も分割方式にて質問を行わせていただきます。

前回3月議会において、質問時間の都合上、次回以降に持ち越す事項がありますと、このように申し上げました。しかしながら、教育長不在につきまして、残念ですが、今議会に限って教育問題に関しての質問はまた繰り延べをいたしまして、再び9月議会以降に先送りすることとさせていただきました。

教育問題、西大路小学校に関しましては私の選挙公約であり、さすがに当初は退職時の職場に関する質問でもあり、平成23年での質問は控えさせていただきました。しかし、最大の公約であり、平成24年以降は毎議会必ず質問を行い、平成24年は8項目、平成25年も8項目、本年3月の議会では6項目中4項目も質問をいたしました。9月議会には質問を行わせていただこうと考えておりますので、そのときまでに新たな教育長が決まりますことを願っておきます。

また、質問に入ります前に、私に寄せられました単位老人クラブの補助金申請に関します住民からの要請に対しまして、介護支援課の夏原課長と福田主任に適切に対応をしていただきましたことを、今年の台風18号復旧工事に関しましての西大路地区の地元対応について、建設計画課の松尾専門員に適切に対応していただきましたことを評価させていただいております。

なぜ評価するかと申しますと、議員活動の1つとして、住民からの要望や苦情をその都度役場職員にお伝えをするのですが、その中間なり結果の報告を、当事者ではない私には忘れられる職員もおられます。そのような中、詳しくてんまつの報告をいただきありがとうございました。

また、毎回のことではございますが、私の質問は地域住民からの切実なる要望であります。いつも申し上げておりますことではございますが、再質問や再々質問をする必要のない、住民が納得できる、誠意ある前向きな希望が持てるご答弁を冒頭に切によりしくお願いをいたしておきます。

前置きはこの辺にいたしまして、それでは第1問目の質問、熊野の滝の災害復旧についてお伺いをいたします。

鈴鹿国定公園、綿向山区にあります熊野の滝は、日野町内随一のマイナスイオンがあふれるパワースポットであります。鈴鹿山脈の西麓には滝が少なく、熊野の滝は珍しい、希少な滝であります。

私は1年前、今年の6月議会、6月18日の一般質問において、山間辺地集落の振興対策についてとのタイトルでの1つ目の質問として、5月12日日曜日の午後に熊野の滝を訪れたときの山道の状況と、不動明王のほこらにありますノートの記載内容を述べ、鈴鹿国定公園、綿向山区にあります熊野の滝への遊歩道、ハイキング道としての安全・安心な散策道整備を町に求めました。町の農林課ではこの要求に応じていただき、緑の羽根の緑化推進事業、森づくり支援事業でもって、熊野区への支援を行っていただきました。ありがとうございました。

この事業の成果を見るため、また3月の中旬に、当時の新谷熊野区長さんと前年度区長の福井さんより、熊野の滝が崩落したとの連絡を受けておりましたので、少し遅くなりましたが、この状況を見るため、5月28日水曜日の午前に1年ぶりに熊野の滝を訪れました。なおこの間、森口商工観光課長からも熊野の滝の崩落状況に

ついて詳しく説明を受けてもおりました。

熊野の滝への山道は、昨年のとく比べて、森づくり支援事業を得ての熊野区住民の整備により、平成26年度事業への繰り越しとなっています。朽ちていて踏み外しそうな木橋の整備と、倒れた大木が道を横切っていて、くぐって越えるところを除いて、格段に歩きやすくなっておりました。また、この山道には、森づくり支援事業を得ての熊野区住民の整備により、サザンカの木が100本植樹されてもいました。山道や山道の環境はよくなったのですが、熊野の滝は昨年9月15日から16日にかけての台風18号と、1ヵ月後の10月15日から16日にかけての台風26号による大雨のためか、滝の岩盤が大きく崩壊し、崩れた大きな岩石や多くの岩石が、滝つぼを滝の中ほどまでも覆いつくしてしまっていました。9月初旬のお滝祭り以降は、地元熊野区の住民の方々も足が遠のきます。このため、台風被害報告、役場への熊野区長よりの連絡は3月中旬となってしまいました。

昨年の棚田ボランティア事業の田植えは5月12日日曜日であり、今年の棚田ボランティア事業の田植えは5月11日の日曜日でありました。毎年参加されており、昨年も今年も、町長は棚田ボランティア活動に参加なされておりましたので、熊野の滝崩落現場を視察いただいているものと私は思っております。そこで、今年も不動明王のほこらにありますノートに、町長の記載があるかを見てみましたが、残念ながら見当たりませんでした。長距離陸上選手であった健脚な町長の足なら、歩いて熊野の会議所から楽に往復30分もかからない距離なのに、至極残念でございました。

昨年10月7日、台風18号に伴います災害復旧関係予算を審議する、平成25年度日野町議会第7回臨時会が開催されました。私はこの議会の質疑で、被災から20日での迅速なる補正予算措置を大いにたたえるとともに、評価させていただきました。

また、災害特例措置として、里道や水路等の土木工事に対しましては、補助率を50パーセントから90パーセントに引き上げられましたこと、町単の土地改良事業に対しましては、補助率を30パーセントから75パーセントに引き上げられましたこと、町単の林道、作業道に対しましては、補助率を25パーセントから75パーセントに引き上げられましたこと、この英断をたたえました。

この臨時会において、議第79号、平成25年度日野町一般会計補正予算（第3号）に対する付帯決議が全会一致で可決をされました。決議内容の要約は、「台風18号の被災箇所には、国や県の補助要件に該当しない2ヵ所の墓地が含まれております。墓地の所有が日野町であることや、公共的な施設であることから、町と地元住民が十分協議の上、復旧されることを求める。」であります。

そこでお伺いをいたします。

熊野の滝は、鈴鹿国定公園、綿向山区にあります。日野川上流のこの川は普通河川であり、法定外公共物であります。ゆえに、この地の所有者、管理者は日野町で

あります。また砂防指定地内であります。ゆえに、町が責任を持って熊野区と十分協議の上、地元負担を求めず、町施行で崩壊した岩石の除去、滝つぼの復旧を行うべきと考えます。事業手法は、普通河川災害復旧事業、砂防事業、治山事業、国定公園災害復旧事業等々、よりよい手法を関係課が集い、英知を絞っていただきたいと思えます。熊野の滝の災害復旧について、町長のお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 5番、蒲生行正君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 熊野の滝の崩落に対するご質問をいただきました。

昨年秋に、滝右岸の岩盤などが崩壊し、滝つぼに岩石が堆積し、10メートルほどの落差があった滝が埋まってしまった状況でございます。この岩石を取り除くための補助事業などがないのかということで、役場内でも関係各課で検討をしまいたところでございますが、もともとこの滝が自然につくられたものであって、自然災害により崩壊したものであって、なかなか有効な手だてが見つからないのが現状でございます。

今後はどのような方法が可能なのか、また、地元の皆さんとも相談をしてみたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

5番（蒲生行正君） それでは再問を行わせていただきます。

今日までの担当課との折衝からして、苦しい答弁になるだろうと、こういうふうになっておりました。町長と私とは、政治的思想は少々異なるのですが、小さな集落への配慮、支援についての考え方につきましては意見が合うところがございます。

しかし、今のこのご回答では、自然につくられたものは自然に解消されるまで待つより仕方がないとなってしまうところがございます。崩壊したあの大きな岩石が自然になくなるまで待つには、気の遠くなる年月がかかります。何劫年もかかると思えます。「なんこうねん」の「こう」は「光」の「こう」ではなく、去に力の「劫」であります。念のために申しておきます。

そこで、町でいい有効な手だてが見出せないのならば、有識者、滋賀県や設計業者、土木業者のお知恵を借りられてはいかがでしょうか。この点についてのお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（岸村義文君） 蒲生議員さんからの再質問でございます。

測量会社とか、いろいろな復旧の方法でございますが、当然砂防指定区域内、または普通河川であるということでございます。砂防指定区域内で、県のいろんな事業もでございます。ただ、現在の位置的な関係も含めると、非常にやはり工法的にどういうふうにするのかは難しい面もございます。そして、負担の関係をどのようにやっていくのかも含めて、やはり協議もしていかなければならないのかなというふう

に思っております。

復旧方法としてはいろんな方法はあるかというふうに思いますが、現在のところは測量会社なり、そういう専門の土木のコンサルには相談はしておりませんが、一定、今後は熊野区と復旧の方も含めて協議をしていく中で、必要であればその部分も含めて進めていきたいなというふうには考えております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

5番（蒲生行正君） それでは再々問になります。

まだ設計業者や有識者、滋賀県と、こういう方々と協議をされていないと、こういうところでございます。今ここで、治山事業等もやっておられるのかなと思えます。そういう現場におられる業者の方々とも相談する、これも1つの手かなと、こういうふうに思います。それらは、有識者の方々等の知恵を借りられて、よりよい方法を見出していきたいと、こういうふうに思います。

それでは今、最後に岸村課長も申されましたように、地元熊野区と十分に協議いただくとともに、できる限り熊野区の意向を酌んでいただきまして、対応していただくことを強く望みまして、次の質問に移らせていただきます。

続いて、通告書2つ目の質問を行わせていただきます。

2つ目の質問は、交通安全路面表示についてお伺いをいたします。4月6日から15日にかけての春の全国交通安全運動期間のある日、西明寺八丁野南入口の立ち番の方から、ここに標示されていた停止線が消えてしまっています、停止線が必要ではないかと要望をされました。またある日、町営バス西明寺口停留所の立ち番の方から、この日は登山者の車が次々と来た日であります。近年、綿向山登山者の車が増えてきております。ここに停止線が必要ではと、このような要望をなされました。

ここ3年間、平成23年度、24年度、25年度の西大路地区行政懇談会要望事項は、どこの区も前年度からの申し送り事業や、事業量の多い事業が要望をされており、住民がよく知る、身近な道路の交通安全停止線要望、交通安全路面標示までは出されておられません。これは、地元民は地元の交通事情をよく知っており、安全に心がけているから安心との思いからと考えるところです。そこには土地勘のない方が運転する車の進入などは入っておりません。

5月のゴールデンウィーク期間中に、甲賀市水口に行くため、県道西明寺水口線を通りました。しゃくなげ溪、藤寺、ダリア園の観光客の車が多く走っておりました。地理不案内のためか、指示灯を点滅せずに急に藤寺へ方向転換をされる車、主要地方道土山蒲生近江八幡線から一旦停止もせず入ってくる車、鎌掛区間の運転は、おっかなびっくりの運転でありました。このため、遠回りとなりますが安全策をとり、帰りはこの道を通りませんでした。今月の私が住む音羽は、さつき寺への地理不案内の観光客の車が多く走っており、何度もはっとする、何を考えておられるの

かと思う車に出会い、交通事故が起こらないかと、交通事故がないことを願う日々であります。

日野町の交通事故発生状況を見てみますに、毎年70件前後の事故があり、交差点での事故が30件前後で、一番多く発生いたしたしております。事故類型で見ますと、出会い頭の車両事故であります。滋賀県内の各市町で発生した、全人身事故件数に占める各種交通事故件数の構成率を見ますに、信号機のない交差点での出会い頭事故での日野町の順位は、平成23年度ワースト3位、平成25年度ワースト2位であります。

昨日の一般質問で、交通安全対策と題して、西澤副議長が鎌掛地区の交通事故を語られました。この鎌掛での人身事故も、信号機のない交差点での出会い頭事故でありました。また、聞くところでは、地元住民の車と町外住民の車との事故は多いようですが、これまた鎌掛での人身事故も、土地勘のない道路を通行する観光客と、地元の方との交通事故でありました。

この質問をするにあたり、鎌掛地区の交通安全路面表示も見てみました。西大路地区と比べて、路面表示の面では格段に進んでおりました。さすが与党議員筆頭の對中議員、副議長の西澤議員の地元、平尾副町長、岡教育長職務代理者の地元は違うなと思いました。ただし、「とまれ」の字は漢字でなく、なぜか片仮名が多くありました。また、死亡事故や重傷事故がたびたび発生している箇所であっても、信号機が設置されていませんでした。よくよく考えてみますに、信号機のない地区は、7地区の中で鎌掛地区のみなのには驚きました。公安委員会に認めてもらえないのは、日野警察署がなくなったからなのでしょうか。それとも、日野町の政治力が低下したためなのでしょうか。理由がどうであれ、悲しい事態であります。

次に、昨年9月議会の私の通学路の安全対策についての一般質問の中で、北畑集落内の町道牧野野神線の区画線の補修を求めました。町長の答弁は、「通行量の多い路線および通学路で、ラインが消えているところなどの危険な箇所を重点的に実施してまいりたい。しかしながら、町道牧野野神線の北畑会議所までのセンターラインの引き直しについては必要であると判断をしております」でありました。その後も忘れずにたびたび建設計画課に催促をいたしておりましたので、平成25年度内に引き直しをしていただけるものと思っておりました。

町では、昨年度12月25日、2月3日、2月28日の三度にわたり、町道の区画線補修工事の入札発注をされました。12月25日の入札では1,365万円で3万2,700メートル分を、2月3日の入札では840万円で1万8,700メートル分を、2月28日の入札では813万7,500円で1万8,000メートル分を、合計いたしますと、3,018万7,500円でもって総延長6万9,400メートルの補修をされました。これだけの量を発注されたのに、町道牧野野神線は県道西明寺水口線から北畑へ入る箇所に「とまれ」の路面表示の

引き直しだけで、なぜかセンターラインは忘れ去られてしまいました。

そこでお伺いをいたします。

第1点目は、通行量の多い西大路地区内の主要幹線であります国道、県道と町道との交差点に絞りまして、西大路地区内の国道477号線と町道との交差箇所、県道西明寺水口線と町道との交差箇所の停止線が消えている箇所、および未標示の箇所に停止線の標示を求めるものであります。

国道477号線では、平子区の町道平子熊野線T字路、ここのT字路にはかつて停止線の標示がありました。町道平子線T字路、蔵王区の町道音羽蔵王線T字路、町道北畑蔵王線交差点、音羽区の町道北山1号線T字路、町道枝折線交差点、町道音羽北畑線交差点、この交差点では4月20日に人身事故が起きております。西大路2区の町道小野線交差点、西大路1区の町道北山3号線T字路であります。

県道西明寺水口線では、西明寺区の町道西明寺原線T字路、このT字路には、一時停止を指示する道路標識が突き当たりの土手に置かれております。町道西明寺線T字路、八丁野の町道西明寺中通線の2ヵ所のT字路、このT字路にはかつて停止線の標示がありました。北畑区の町道北畑蔵王線交差点、音羽区の町道牧野木呂比野線T字路、町道音羽枝折線と町道西蔵王線交差点、町道枝折線T字路、町道音羽北畑線西T字路、町道五月寺線西T字路、このT字路は、観光客の車の進入路であります。そして、西大路地区外ではありますが、鎌掛区のしゃくなげ谷線T字路であります。

第2点目は、町長答弁に反して実施されていない町道牧野野神線の北畑会議所までのセンターラインの引き直しを求めるものであります。

この2点目については、6月5日に今回の質問要旨を岸村建設課長にお伝えいたしました。翌6日の早朝、岸村課長より、既に発注をしており、近々に引き直しを行うとお聞きをいたしました。そして、昨日16日早朝、交通安全巡回で通りましたときには、既に引き直しをされておりました。ありがとうございました。

そこで、なぜ今年度までこんなにもおくれたのかをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 交通安全の路面標示等についてのご質問をいただきました。

日野町は、交通安全については大変住民の皆さんを含めてご努力をいただいております。死亡事故ゼロを1年以上、1,000日ですか、越えて実施してきたという実績もございますし、県下の中でも1万人当たりの交通事故の被害者は一番少ない町であるということで、町民の皆さんのご協力に心より感謝を申し上げるところでございます。

そうした中で、今、国道477号線や県道西明寺水口線と町道との交差点等の停止線についてのご質問があったわけでございますが、ご承知のように、公安委員会が停

止線の管理は行っておりますので、消えている箇所、また新規の停止線の設置要望などにつきましては県の公安委員会に要望し、協議をしながら補修および設置をしていただくよう求めてまいりたいと、このように思っております。

また、北畑地先のセンターラインの補修については、今ご指摘ありましたように、既に対応をいたしたところがございます。町内でも大変多くの箇所を建設課では所管をいたしておるところでございますが、年度がまたがったことについては申しわけなかったことだと、このように思っております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

5番（蒲生行正君） それでは再問を行わせていただきます。

1つ目のご回答、停止線の消えている箇所、または新規の停止線については県公安委員会と協議をし、補修および設置をしていただくよう求めてまいりたいと、こういうところがございます。停止線が消えたら、また一から公安委員会と協議をしなければならないのか、少し理解に苦しみます。消えたところまでしなければならないのか、この点疑問に思います。また、鎌掛区のように、死亡事故や重傷事故がたびたび発生している箇所であっても、信号機を設置されない公安委員会が、要望すればはいはいわかりましたと、聞いて下さるのでしょうか。

私は、ネットで話題になっている、群馬県大泉町のとまりすぎる道路というのがあります。400メートルの間に、一時停止を示す道路標識が何と南向き14カ所、北向き13カ所、合計400メートルの間に27カ所もある。過度な道路標識や、経費がかさむ信号機まで求めているのでは、私はありません。私は信号機のない交差点での出会い頭事故を少しでもなくすため、最低限、路面標示が必要であると求めているのであります。

そこで、4月1日に開通いたしました、農業体質強化基盤整備促進事業による仁本木地先の国道477号線より町道大窪音羽線への進入新設道路には、一時停止を指示する道路標識はないのですが、破線による停止線らしきものと、とまれでなく、左右注意の路面標示があります。この路面標示も公安委員会が設置されたのでしょうか。お伺いをいたします。

次に、鎌掛地区の片仮名のとまれの路面標示も公安委員会が設置されたのでしょうか。お伺いをいたします。

2つ目の質問は、なぜ今年度までこんなにおくれたのかをお伺いしたのでございます。たくさんあったと、こういうところがございますが、これは町長の責任ではないと、逆に思いますが、担当課の方が町長が議会で約束したことを、それを忘れていたのかなど、こういうふうに思うんですが、なぜかという点をお聞きいたしたところがございます。

つぎに、6月8日に開催されました西大路自治会第3回理事会の後、仁本木区長

より、農業体質強化基盤整備促進事業により新設いただきました、仁本木地先の国道477号線より町道大窪音羽線への進入道路の、この町道とのT字路は通学路であるため、ここに横断歩道のような路面標示が必要であると、このように求められました。国道477号線より、通学路であります町道大窪音羽線への進入道路は、このほかにも町道仁本木線、町道浦出線、町道幅野線、また国道477号線より通学路であります町道裏町線への進入道路は、町道大日線、町道堀端線、これらのT字路や交差点にも、横断歩道のような路面標示が必要ではないかと考えるところでございます。町長がよく言われる、通学路の安全・安心のため、横断歩道のような路面標示を求めますが、お考えをお伺いいたします。

次に、企画振興課より発行されておりますポケット統計H I N O、これでございますが、大変重宝をいたしておるのですが、残念ながら交通安全に関する資料がここには載っておりません。交通事故内容に関する資料を掲載されてはと思います。私もこのポケット統計H I N Oの最初の発行にかかわった者として、交通事故に関する資料を掲載しなかったことを悔やんでおります。掲載されていれば、このような問題点をみんなで共有ができるところでございます。今後、掲載されるよう、この点については要望をいたしておきます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（岸村義文君） 蒲生議員さんの方から再質問いただきましたので、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、停止線の関係でございます。停止線として公安委員会が認めたところについて、消えているところについては公安委員会が引き直しをするものでございます。停止線についてはあくまでも公安委員会で設置をされて、公安委員会が管理をしているものでございますので、そういう形になるかというふうに思います。ということから、公安委員会の方に協議をし、または要望も含めてやっていく必要があるのかなというふうにも考えております。

そして、破線のいわゆる停止線でございます。これにつきましては、通常誘導停止線というふうについております。これにつきましても、日野町内でも国道、県道、町道との交差点というのは、停止線が引かれていない箇所というのは何百ヵ所というふうにあるかなというふうに思っております。全てに対して引いていくというのは、やはり非常に難しいというふうに考えておりますし、この停止線につきましても一定、公安委員会と立会をさせていただいた中で、必要かどうかの判断というのは公安委員会の方でしていただいた中で、道路管理者が引くものというふうを考えておりますので、この辺については公安委員会の方の判断をいただきたいなというふうにも考えております。

そして、片仮名のとまれでございますが、ところどころ字に入ると引かれておる

んですが、通常は漢字と平仮名で「止まれ」になります。片仮名というのは恐らく、これはあくまでも私の見解ですが、字で引かれたラインかなというふうに考えます。通常ですと、停止線は45センチの幅で引かれるわけですが、その手前には漢字で「止まれ」というような形になります。それから考えると、地元地域で引かれたラインかなというふうに考えております。

それと、通学路に対しての横断歩道の考え方ですが、当然通学路であって、横断歩道がない箇所はたくさんございます。ただ、横断歩道につきましても、いわゆる規制をかけるものについては公安委員会で設置をされるものでございます。このことから、地域の方で要望をいただいた中では、当然横断歩道の必要なところ、要望をいただいたところについては、公安委員会の方に要望していくという形になります。そういう中で、公安委員会が本当に必要かどうかの判断も含めて判断をさせていただいた中で、必要があれば当然横断歩道も設置をしていただくという形になってこようかというふうに思います。

そして、北畑地先のセンターラインの補修の関係でございます。昨年度に一定、蒲生議員さんの方からも言っていただきましたが、かなりの量のラインを引いております。北畑についてはおくれてきたということで、年度がまたがっておりますが、日野町内でも一定、小さいところもございまして、いろんところで引くべきところでまだ完全に引かれていないところもございまして、それも含めて、今回若干北畑と他地区も含めて、ラインの引き直しを年度当初にさせていただいたところがございます。

まだ今年度についても、一定の消えているところについて、危険なところについては処理をする必要があるのかなというところもございまして、それはまたおいおい、今後やっていくというふうに考えております。

そして、あと仁本木の取り付け道路については、農林課長さんの方から答弁すると思えます。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（高岡良三君） ただいま蒲生議員さんの方から質問ございました仁本木の道路でございますが、国道477と町道を結ぶ農道基盤整備事業でやらせていただいたんですが、今の停止線の破線の部分と、それから横断歩道的なものにかかわってと、路面標示で左右注意というのをさせていただきました。私どもも、国道477の方は、少なくともとまれの標識をという思いをしていたんですが、現場の方で道路管理者は土木でありますし、公安委員会の方の立会を終えて、指示をいただいた中で、あのような処置になったということでございますので、私どもは今、路面標示で左右注意と、破線で停止の予告をさせていただくことが限度であったということでございます。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

5番（蒲生行正君） それでは、再々問というよりも、最後、要望をしたいなど、こういうふうに思います。

仁本木地先の新しい道のところで、なかなかいい標示をやっていたなど、僕は思っております、あそこをああいうようなもので僕はいいと、停止線の標識までいなくても、こういうものをもっともっと簡単にできると思いますので、そういう面の標示をお願いしたいなど、そういうところございまして、それなら公安委員会の方もそう強く言わないのではないのかなと、こういうふうに思うところでございます。横断歩道を私は要望しているのではない。あの狭い狭い町道ですので、横断歩道のような簡単な短い線で、子どもが通りますよと、今のグリーンベルトのような、白いベルトでもいいですから、そういうものがあればいいのかなと。こういう点について検討いただければ幸いかなと、こういうふうに思ひまして、これは要望といたしまして、もう2間で30分余りが経過しましたので、あと3問ありますので、3つ目の質問に移らせていただきます。

続いて、通告書3つ目の質問を行わせていただきます。

3つ目の質問は、消える自治体について伺いをいたします。昨日の一般質問でも中西議員が人口減少問題についてと題しまして、日本創成会議の推計を取り上げられ、女性の視点で若者が結婚し、子どもを産み、育てやすい環境をつくる政策について問いただきました。私もかねてより、中西議員が申されました企業内保育所の活用や、6月14日発行の地域情報新聞ヒノメイト紙で発行者の石岡さんが、また、今議会の一般質問で富田議員や齋藤議員が申されています認定こども園の活用が必要と考えてもおります。

しかし、今回の私は、少し角度を変えて、人口減少問題、消える自治体について問うこととさせていただきます。

東日本大震災からの復興を新しい国づくりの契機にしたいと、増田寛也元総務大臣などの有識者でつくられる政策発信組織、日本創成会議の人口減少問題検討分科会が5月8日、2040年までに若年女性の流出により、全国の自治体の約半数に当たる896市区町村が消滅の危機に直面するとのショッキングな推計を公表されました。

滋賀県内では、甲良町、多賀町、竜王町の3町が、このショッキングな消滅可能性自治体とされました。日野町より平野部に位置し、名神高速道路のインターチェンジを持ち、日野町よりもJRの駅に近く、年少人口割合も高く、何よりも不交付団体であり財政力がある竜王町が、若年女性人口変化率のマイナス率が日野町よりも高く、消滅可能性自治体とは驚きでありました。しかし、調べてみると、日野町の若年女性人口変化率はマイナス42.5パーセントで県内ワースト6位、竜王町はマイナス52.3パーセントで県内ワースト3位、似たり寄ったりでもあります。21世紀

の日本の自治体は、どこも人口が減り、税収も厳しくなり、町の機能に支障をきたしてまいります。自治体同士の競い合いとなります。

そこで昨日、中西議員が申されました、出産や子育て支援の環境を整えることと、もう1つは希望を持って働くことができ、得た収入で家族が安心して暮らせる町にする戦略が不可欠となります。このことが進まないと言滅の道をたどることになってしまいます。

6月13日の読売新聞に、「若い女性引きつける地方に」のタイトル、民間の有識者でつくる日本創成会議が先月発表した人口推計が各地に波紋を広げている。女性たちはなぜ大都市圏に出ていってしまうのだろうか、とのリードで、若年女性人口の予測減少率が高い市町村の職員の声と、専門研究者である大学教授の考えを掲載されました。その一部を紹介いたします。

安心して子どもを産み、育ててもらえる環境を整備しているのにと頭を抱えるのは、京都府南山城村の保健福祉課長、岸田秀仁さんだ。中学生以下の医療費の無償化や保育所の整備、学童保育の小学6年生までの受け入れなど、村の子育て支援策は手厚い。しかし、若年女性人口の減少率は全国17位と高い。茶を中心とした農業は低迷、村内での就業先は限られる。ラッシュ時を除くと、電車は1時間に1本しかなく、京都市中心部まででも1時間半かかる。村外に居を移す家族が多いという。関西大教授の山縣文治さん（専門は子ども家庭福祉）は、自治体は若い男女が地域で活躍できる場をつくることが重要と話す。明治大教授の加藤久和さん（専門は社会保障）は、女性のライフスタイルの変化を流出原因の1つに挙げる。女性の進学率が高まる中、地方には高等教育を受けた人が魅力を感じる雇用の場がない。企業や工場、大学の誘致をする自治体もあるが、思うような効果を上げていないケースが多いという。要するに、多様な就業先、若い男女が地域で活躍できる場、魅力を感じる雇用の場が何にも増して、一番に必要であると言われております。

そこでお伺いいたします。

第1点目は、町長は6月4日の今議会の開会挨拶の中で「自治体の消滅はあってはならないこと」と申されましたが、消える自治体、消滅可能性自治体について、町長はどう思われ、どうお考えなのか。日野町の若年女性人口変化率マイナス42.5パーセントをどう捉えておられるのかお伺いをいたします。

第2点目は、出産や子育て支援の環境を整えるためには、財政力を高めねばなりません。また、希望を持って働くことができ、得た収入で家族が安心して暮らせる町にするためには、新たな工業団地や多種多様な職場の確保が欠かせません。若年女性人口の予測減少率が高い市町村の職員や、専門研究者である大学教授も、多種多様な就業先、若い男女が地域で活躍できる場、魅力を感じる雇用の場が何にも増して一番に必要であると言われております。この戦略について、町長のお考えをお

伺いたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 日本創成会議の公表した、ストップ少子化・地方元気戦略についてご質問をいただきました。

地方の人口が急減、消滅は、結果として都市部への人口流入がなくなり、都市部も衰退することであるとされ、選択と集中により人の流れを変え、若者に魅力ある地方拠点都市に投資と施策を集中することが提案をされました。危機感を持って対応することが必要と、こういう警鐘を寄せられたのではないかと、このように思います。

しかし、人口が減少しても、市町村の役割が低下するものではありませんし、消滅など起こらないし、起こしてはならない、このように思います。日野町のまちづくりの基本となる第5次日野町総合計画では、人口減少社会を前提に、住民の皆さんの議論を得て策定しているものでございますが、社会経済情勢や暮らしの実態を正しく把握し、町としてできること、しなければならぬことを、住民の皆さんとともに着実に進めていくことが必要であるというふうに考えております。

次に、職場の確保などございますが、地域経済の活性化には町内に就職先を確保することは重要なことと認識をしております。町内企業の皆さんへは地元雇用を機会を捉えてお願いをしておりますし、また、新規立地企業の誘致にも努力をしているところであります。事業所の増設等に対しても、工場設置促進奨励金や、雇用促進奨励金の対象としており、地元雇用者の比率を50パーセントとするなど、地元雇用に向けた企業立地促進条例としております。今後も新規立地等に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

5番（蒲生行正君） それでは再問を行わせていただきます。

第1点目につきましては、町長の見解、意気込みであり、このことにとやかくは申し上げないところでございます。

第2点目のご回答、今は亡き三田英男さんが産業課長のとき、三田課長の指示を受け、係長でありました私が昭和61年に作成させていただいた日野町企業立地促進条例でもって、30年近くも経つのに、いまだもって同じ条例で企業立地等に向けた取り組みを進めていきたいとは、少々残念でございます。

高橋議員が、なぜ立地が進まないのか、その研究ができていないと、こういうふうに午前中おっしゃいました。まさにそのとおりでございます、だからこのような回答になったのかと、こういうふうにも思うところでございます。

自治体間競争の今、近隣市町より立地条件に恵まれない日野町は、企業に魅力のある条例に改めるべきであると考えます。そうでなければ、多種多様な職場の確保

など難しいと考えます。まずこの点についてのお考えをお伺いいたします。

次に、2点目として、日野町単独で若い男女が地域で活躍できる場、魅力を感じる雇用の場、多種多様な職場の確保は、現実的に見て難しいところであります。通勤1時間圏内の市町との役割分担も必要かと考えます。その場合、日野町の役割は何になるとお考えでしょうか。また、滋賀県や近隣市町との密なる連携についてどうお考えか、この点については町長にお伺いをいたします。

次に、3点目として、若い男女が地域で活躍できる場、魅力を感じる雇用の場、多種多様な職場を誘致する前提として、交通、道路整備が欠かせません。昨日村島議員もただされましたが、日野町の交通インフラ整備について、私は企業誘致の面からどうお考えなのかをお伺いいたします。

次に、4点目として、日野町総合計画79ページに「新たな工業団地の確保に向けて取り組みます」とありますが、この進捗状況をお伺いいたします。

次に、5点目として、政府は6月4日、地方交付税を配る際に、地域経済の活性化で実績を上げた自治体に、配分額を加算する仕組みを来年度から拡充する方針を固められました。政府は自治体と企業や民間団体が連携した産業振興などを期待されております。新たな雇用の場の確保にがんばる地域交付金を活用できるようになります。この活用についてどうお考えかお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 日野町におきまして、先輩の皆さんの取り組みによりまして、工業団地が第1、第2工業団地等、あるわけでございまして、そこにはそれぞれの企業が張りつき、企業活動をしていただいておりますし、今回も307号線沿いの土地に企業が進出していただくということでございまして、この工業団地の企業に、既に進出していただいている方がきちんと頑張ってくださいということ、さらには、また出ていかれた場合には後が円滑に入ってくる、こういうことも含めて、県とも調整をしながら、さらには進出企業の皆さんと町との関係を密なものにすると、こういう形で進めてきているところでございまして、日野町のこうした工業団地に一定の企業が継続的に張りついていただいているということは大変ありがたいことでありまして、そういう信頼関係を引き続き持っていきたいと、このように思っております。

あわせて、日野町の雇用が日野町だけでおさまるといってわけでは当然ないわけでもございまして、日野町民の皆さんが近隣市町に働きに行かれる、さらには近隣市町の方が日野町へ働きに来られる、新規学卒者のセミナーもやっておるところでございまして、町外からもそういうような新規の若者が日野町で働いているという状況でございまして、トータルで日野町の若者ができる限り町から働きに出て、出ていける範囲の中で活動をしていただけるということは大変大事なことなのではない

かと、このように思っておるところでございます。

企業誘致につきましては、この間、そうした限られた用地でございますけれども、そこで県とも連携を図りながらやっておるところでございます。近年の災害などの状況も含めて、内陸部への企業の進出というのは、それはそれでニーズがあるのではないかというふうに考えております。

また、工業団地の造成でございますが、これは大規模にやるということになりますとリスクを伴うものでもございまして、この間、県などとも相談をしておりますが、なかなか難しい点もあるところでございます。

次に、政府が地域経済の活性化の中で交付金等を決めていくというようなことでございます。総務省の方でも、提案型でいろいろ言ってくるところにきちんと、権限の問題も含めて対応していくというのが、最近の国の考え方の特徴なのではないかと、このように思っております。交付税自体は地方の財源をしっかりと確保するという性格のものでありますので、そのところのベースは大きく崩されるということはあるのではないかと、このように思っておりますが、そうした中で、いろいろ独自の取り組みについて評価といいますか、財源等が措置されるということについては、町としても研究をしながら取り組んでいく必要があるだろうと、このように思っております。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（森口雄司君） ただいま蒲生議員からご質問ありました、町の条例の関係でございますが、昭和61年からそのままではないかということなのでございますが、先に町長の方からも答弁をしましたように、地元雇用率50パーセントにする、こういった内容につきましては、平成23年に5年の時限立法で条例の改正をしながら、条例自体の中身については一定変えていきながら、地元雇用の促進に努めてきているといったもの内容でございます。さらに企業の進出につきましては、県と十分協議をしながら、連携を図りながら、企業誘致に努めているというところでございます。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

5番（蒲生行正君） 再々問を行いたいところでございますが、時間があと2問でまたもう15分余りですので、要望だけをいたしておきます。

午前中の一般質問で、高橋議員が働く場の確保、これが第一であると、こういうふうに言われました。私もそのとおり、同じ考えでございまして、このような質問をいたしておるところでございます。

その中においても、日野町は女性が働く場をコールセンター等で持って、受け持つようにしたらどうかと、こうすれば男性が集まってくると、こういうところでございまして、そういう面を特化させるのが私はいいいのかなと、こういうふうにも思

っております。そういうことを願ひまして、次の質問に移りたいと思います。

続いて、通告書4つ目の質問を行わせていただきます。

4つ目の質問は、3世代同居手当についてお伺いをいたします。

町長はいつも、本会議一般質問での議員からの政策提言を求めておられます。私は、今日まで空き家管理条例などの政策提言を行ってまいりました。残念ながら、まだ実現をされておられません。この質問と次の質問は、まさに政策提言であります。今後の政策に反映されることをまず望んでおきます。

5月にある家庭の法要の後の雑談で、あるおばあさんが「本当にこのごろの若いお母さんは子どもを叱ることさえ知りませんな。3世代同居で育てていないからや。町が3世代同居を推進するための手当を出されては」と、このように言われました。

この発言には伏線があります。私は読経の後、15分から20分間法話をさせていただいております。この日の法話は、愛知県専門尼僧堂の青山俊董堂長さんがタクシーに乗られたときのお話を2題語りました。その1題目は、タクシーの運転手が語りかけてきた。この頃の若いお母さんは、子どもを叱ることさえ知りませんな。銀行での待ち時間、靴を履いたまま長椅子の上で遊んでいる子どもに、何度も「靴を脱げ」と注意したが脱がない。横から母親が「よそのおじさんが怒るから脱げ」と言った。私は思わず「靴のまま椅子の上で遊ぶことの是非をこそ叱らねばならないのに、おじさんが怒るから脱げという言い方があるか」と、母親を叱りつけたということである。私は言った。「ようこそ叱ってやってくれました。自分の子どもさえ叱れない、まして他人の子どもは叱りにくいもの。しかし、子育てというのは、その子の将来はもちろん、人類や地球の明日を背負う子どもを育てるということで、その責任は大人たち全部が背負うべきものですから」と。この1題目のお話が伏線となり、あるおばあさんが冒頭の3世代同居の推進を語られたのであります。

6月2日の中日新聞に、家族の住み方調査結果が掲載されました。内閣府が平成25年10月、11月に実施した子育てに関する調査結果によると、祖父母が育児や家事の手助けをすることが望ましいとの回答が78.7パーセントに上り、共働き家庭が増える中、孫育てに積極的なイクジイ、イクバアの力が必要とされていることが浮き彫りになりました。理想の住み方は、親子と祖父母との近居は31.8パーセントで最も多く、親子と祖父母の同居は20.6パーセントでありました。

幼子にとって、家族であるじいやばあがそばにいてだけで、大きな安心感となります。幼稚園や学校から家に帰ってきて、「ただいま」と言えば「おかえり」と返事が返ってくる、このぬくもりが子を育てます。私は共働き家庭が一般化した今日、親と子と孫の関係を見直し、子育て支援を世代間で支え合うという家族形態に見直す必要があると考えます。3世代同居世帯や3世代近居世帯が増えれば、イクジイ、イクバアも増え、日野町の今日の問題であります保育所待機児童も少なくなると考

えます。また、アパートの住民が祖父母の家に、また祖父母の家の近くに住むようになれば、過疎化に歯止めをかけられます。田舎に子どもが増え、活気づきます。

そこで、3世代同居を推進するための手立てとして、3世代同居手当を設けることを提案いたします。まだ日本の自治体の中で、3世代同居手当を設けておられる自治体はないのではないのでしょうか。藤澤日野町長は、全国の自治体の中で一番初めに制定をされるという、先進自治体の誉れを得られてはいかがでしょうか。町長のお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 3世代の同居ということでございます。

町といたしましては、若い世代がこの町に住みたい、住み続けたいと思われる、子育て支援をはじめとするサポートに取り組んでおるところでございます。ご指摘のように、家族や地域が支え合って子育て、さらには介護の問題も含めて交流する、支え合うということは大変大事なことであり、このように思っております。そういう意味で、3世代同居にはメリットもあるというふうに、当然思うところでございます。

しかしながら、最近の個人の価値観や社会環境を考えますと、補助制度や減税などによって同居を進めるということはなかなか難しいのではないかと、このように思っております。総合計画の中の子育て・子育て・親育ち、みんなで支えるまちづくりの政策にありますように、家族だけが子育てをするのではなく、近隣地域の中で子どもたちを健やかに育てる環境づくりに努めていきたいと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

5番（蒲生行正君） それでは再問を行わせていただきます。

議員からの政策提言を求めておられる割には、なかなか私の提案に振り向いてもらえないところでございます。

それでは、まず18歳以下の子どもがいる3世代同居世帯、そう多くないとは思いますが、一体日野町内に何世帯あるのでしょうか。お伺いをいたします。

次に、子育て支援に要している経費の1パーセント、おいくらになるのでしょうか。そして、当面この金額を3世代同居手当に充てられてはいかがでしょうか。お考えをお伺いいたします。

次に、私は3世代同居手当の金額を問題にしているわけではありません。金額はいくらでもあってもいいのです。金額の多い少ないではありません。家族の理想のあり方を問うているのであります。かつて、日野町は1日江戸時代を推進されました。私にはもう一つの感がありましたが、しかし、この考え方自体はすばらしかったと思っております。こういう施策の1つとして提案をいたしているものでございます。

教育的な観点を含めて申し上げているのでございます。この点については、新しく学校教育課長になられました、望主課長のお考えをお伺いいたしたいと思っております。また、子育て支援の面から、福祉課サイドでのお考え方を壁田課長にお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 学校教育課長。

学校教育課長（望主昭久君） 1日江戸時代という政策がありました。確か私が役場に入ったころの政策でして、かなりユニークな取り組みかなというふうに思っていました。

そのようなことを、小さな町ですけど、全国に発信できるようなそういう施策を考えて、新しい町と若い方が住むような、そのようなまちづくりに貢献したいと思っております。

議長（杉浦和人君） 福祉課長。

福祉課長（壁田 文君） 蒲生議員の方から、子育て支援の関係でご質問があったのではないかと思います。

蒲生議員おっしゃいますように、やっぱり子育てをしているお母さんの現状ですとか、そんなのを見ておりますと、横でサポートをしていただく人がおられると、中西議員さんの質問にもありましたけれども、子育てに対する不安ですとか、そういうものは解消されるのではないかなというふうに思います。

ですけれども、保健センターですとか、子育てのいろんなサークルに通っておられる今若い世代のお母さん方の現状を見てみますと、3世代同居すること自体がお母さんたちのストレスを余計にあおるのではないかなというふうなところも見受けられます。となりますと、やはりお母さんや、お母さんのそういう子育てに対する不安ですとか支援につきましては、保育所ですとか、それから中西議員がおっしゃいました、産後の助産師さんの訪問ですとか、そういう意味できめ細かな行政としての施策というのが必要ではないかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

5番（蒲生行正君） 子育て支援にはいろいろな方法があると思いますが、私は3世代同居、これが一番簡単でいいのかなと、こういうふうに思いますし、その面、町の経費もそれだけ少なくて済む、一挙両得になるのかなと、こういうような思いも持っておるところでございます。今後、いろんな施策の中でこういうことも考えていただければなど、こういうふうに思うところございまして、日野町に3世代同居世帯が増えることが、これが一番のことではないか、こういうふうに思いました、その点を願いまして、次の質問に移ります。

続いて、通告書5つ目の質問、最後の質問を行わせていただきます。

5つ目の質問は、都市計画区域の見直しについてお伺いをいたします。ご近所の

方々との懇親会の席で、西大路小学校児童の減少、西大路上地域の過疎化が話題となりました。「家を建てたくても、自由に住宅が建てられないからいかんのや」、「都市計画の線引きは、自分が子どものときに決められたこと。40年以上もたち、時代が大きく変わっている。都市計画区域外にしてもらえないのか」等々の意見が出されました。要するに、過疎化が進む西大路上地域には、都市計画区域の線引きはいらないが結論となりました。このことは、南比都佐地域、鎌掛地域、東桜谷地域もいえることと思います。

日野町の都市計画は、昭和38年3月30日に旧都市計画法による都市計画区域の適用を受け、建築確認申請が必要な、建築規制を受ける町となりました。昭和40年代になると、静かな田舎の町日野町にも高度経済成長に伴う開発の波が一気に押し寄せてまいりました。民間宅地造成の団地は、昭和44年の中山地先の日野サニーハイツを皮切りに11団地、226ヘクタール余りにも及ぶ広大な面積の丘陵地が、無秩序に町内各地で開発をされました。

そこで、日野町は無秩序な開発を防止し、計画的なまちづくりを図るため、昭和48年5月1日に新都市計画法により近江八幡八日市計画区域となり、同年12月28日に市街化区域と市街化調整区域に分ける区域区分の決定、いわゆる線引きが行われました。この線引きにあたって、公聴会が近江八幡市の駅近くにあります農協の大会議室であり、日野町からは満島さんが線引き反対の意見陳述をなされたことを思い出しております。

この線引きから、既に40年以上が経過いたしました。現在の日野町には、秩序ある土地利用を定める日野町国土利用計画があり、また人口減少時代となり、昭和40年代のような無秩序な開発時代に戻ることは考えられません。上位計画であります国土利用計画以外にも、農地は農業振興地域の網が、山林には森林法による保安林の網が、自然環境を守る地域には自然公園法の網がかけられており、守らなければならない土地は守られております。

5月14日の中日新聞に掲載された「甲賀、多賀、竜王の3町消滅！？ 人口減に苦慮」の記事の中で、竜王町の政策推進課の担当者は、関係機関に都市計画法の適用を外すなどの働きかけをし、工場従業員らの定住人口を町内に向けたいと語っておられました。

そこで、日野町も関係機関に働きかけをし、市街化区域と市街化調整区域に分けられる区域区分、線引きの適用を外し、非線引き区域、市街化区域でも市街化調整区域でもない都市計画区域、法律上は区域区分が定められていない都市計画区域に改められてはいかがでしょうか。日野町の南隣、甲賀市旧土山町区域は、この区域区分が定められていない非線引きの都市計画区域であります。また、日野町の北隣、東近江市旧永源寺町区域は都市計画区域外であります。町長のお考えをお伺いいた

します。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 日野町における都市計画は、無秩序な開発を防止し、計画的なまちづくりを図るため、町の全体計画に基づき、当初の都市計画区域の決定から今日まで、その動向に合わせて用途区域区分の見直し等を行ってきたところでございます。

日野地区を中心とした市街化区域内においては、商業施設の進出や住宅の新築等により、活力ある都市機能を形成しつつありますが、市街化調整区域にあっては人口が減少し、活力が低下傾向にあることも現実でございます。町としては、線引きの適用を外し、無秩序な開発時代に戻すということではなく、都市計画法による市街化調整区域の建築制限等について、区域区分を改めるのではなく、町の実情が考慮されるように関係機関に働きかけを行っていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

5番（蒲生行正君） あと2分となりました。それでは再問を行わせていただきます。

ただいまの回答の中で、町としては線引きの適用を外し、無秩序な開発時代に戻すようなことはよくないと、こういうことでございますが、本心から本当に線引きの適用を外したら、田中角栄首相の時代、夢のような列島改造時代、昭和40年代の無秩序な開発時代に戻ってしまうと思っておられるのでしょうか。

今は人口減少の時代が変わっている、こういうところでございます。先ほど申し上げましたが、日野町の南隣、甲賀市旧土山町区域は、区域区分が定められていない非線引き都市計画区域であります。また、日野町の北隣、東近江市旧永源寺町区域は都市計画区域外であります。甲賀市旧土山町区域や東近江市旧永源寺町区域が乱開発を受けておられますか。受けておられないところでございます。無秩序な開発時代に戻るようなことはないと思いますが、まずこのことについてお伺いをいたします。

次に、都市計画法による市街化調整区域の建築制限等については、区域区分を改めるのではなく、町の実情が考慮されるよう関係機関に働きかけていきたいと、こういうふうにおっしゃられましたが、具体的にどのようなことを働きかけられるのか、働きかけようとされているのか、求められるのか、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（岸村義文君） 蒲生議員さんの方から再質問いただきました。答弁させていただきます。

無秩序な開発でございますが、まず都市計画区域から外すということは、当然いろんなものが建つということになります。というのは、土山町、永源寺についてはいろいろ都市計画地域から外されて、非線引き等もございますが、日野町の場合、

やはり住宅地、工業系という形で、きちっと用途区域を決めた中で、今まで土地利用を図ってきたところでもございます。それを今の段階で外すというのは、なかなかやはり、土山と永源寺と日野町を比較しますと、どうしても日野町の場合はある程度工業系も踏まて、工業団地も踏まえまして、そこそこの市街化区域が大きく設定されたことによって、工業団地も含めてきております。それが、外すことによって、だんだんだんだんと、工業系も含めて広がっていく可能性があるのかなと。きちっとした用途区域を決めた中でやっていくのが、今までやってきたことを継続していくということが必要でないかというふうに考えております。

そして、関係機関に働きかけを行っていきたいという考え方でございます。市街化調整区域の住宅については、農家住宅という1つの制限がございます。やはり人口が調整区域については減少傾向にございますので、その原因というのは、なかなか簡単には住宅が建てられないという制限がやっぱりかかってきます。そういう形のもを何とかできないかという思いを、町としては持っております。

そういうことから、日野町で住みたいと思われる方が住宅を建てられるような制度に改めていきたいというふうに、現在は考えております。関係機関への働きかけというのは、当然この都市計画決定も踏まえてでございますが、県の都市計画課といろんな協議を重ねた中で、何とかそういう形にもっていけないかという中で、今後は担当課として、県の担当部局の方と協議を重ねていきたいなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

5番（蒲生行正君） 市街化区域のない西大路の上地区や南比都佐地域、東桜谷地域、鎌掛地域については、この部分だけでも非線引きの区域に改めると、そういうことはできないものか、その点、もう一度お伺いをいたします。

そして、関係機関への働きかけ、これは竜王町と同じ郡内でございます、一緒にそういう点は働きかけをやられたらより効果的かなと、こういうふうに思います。その点のお考えもお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（岸村義文君） 蒲生議員さんの方から再々質問いただきました。答弁させていただきます。

まず、南比都佐、鎌掛、東桜谷ですか、西大路も踏まえて、その地域について非線引き等にならないかということでございます。現在も日野町全域が都市計画区域になっておりますし、その分を一部、部分的に外していくというのは今、思いの中でなかなか難しいのかなというのは、先ほど言いましたように、非線引きにすることによって、やはり市街化調整区域とのちょうど区域境がございます。その分からのどのような形で工業系が入ってくるか、いろんなものが、産廃も踏まえて、いろん

なものができる可能性も出てきますので、地域の考え方がどういうふうになるのかも踏まえて、一定、かなりの協議が必要かなというふうに思っております。

そして、今の住宅を建てられる考え方でございますが、竜王町も市街化区域というのが、なかなか竜王町の場合は住宅がありません。そういう関係で、やはり住宅が自由に建てられるようなところを何とか求めておられるというのが竜王町の思いかなというふうに思っております。その辺で、共有できる場所があれば一緒にやっていきたいなというふうには思っております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

5番（蒲生行正君） ぜひとも非線引きの検討をしていきたいなど。西大路の上地区、南比都佐地域、東桜谷地域、鎌掛地域、非常に過疎化が進んでおります。よろしくお願いたしたいと思えます。

あと4秒になりました。それでは、時間となりましたので、これにて一般質問を終えることとさせていただきます。いつもながら、長々とおつきあい、感謝を申し上げます。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は3時15分から再開いたします。

—休憩 14時59分—

—再開 15時15分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

13番、對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） それでは、子ども・子育て支援制度についてご質問させていただきます。

2012年8月に社会保障と税の一体改革の一環としまして、消費税増税法と一緒に、セットで、子ども・子育て関連3法案が成立したわけでありまして。その中で、子ども・子育て支援新制度については、たくさん問題点も指摘されてきました。しかし、保育関係者だけでなく、全国的な弁護士団体などからも反対の声が上がって、運動が広がるもとの、現行保育制度の基本でもあります児童福祉法で明記されております市町村の保育実施の責任を、公立、私立保育について残すことができたわけでありまして。ただ、子どもの保育に格差を持ち込み、保育を市場に委ねるといふ制度の本質は変わっていないわけでありまして。

政府は、来年4月からの新制度の本格的実施を目指しております。そのために、新制度の実施主体であります市町村には、今年10月から認定手続など、具体的作業に入るように求められておりますが、制度そのものが子どもの実態から出発したものでなくて、市場ベースに乗せるために現状を無視したことから、日野町にも設置

されております子ども・子育て会議や、保育現場、保護者などでは、新制度の内容が余りにも複雑すぎて理解しにくく、混乱を招いているのではないかと、私も思っているわけであります。

日野町でも今、子ども・子育て会議で協議中だとは思いますが、町としての基本的な考え方について、私、以下について質問させていただきます。

その1つは、町の保育の実施の責任についてであります。政府の当初案では、児童福祉法第24条の市町村の保育実施義務が全面削除されてしまいました。しかし修正で、第24条1項に、市町村は、保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならないと、市町村の保育実施義務を規定しました。

一方、政府は、子ども・子育て支援法第42条、市町村によるあっせん及び要請に基づき、保護者の入所申請を受けて、利用、調整、あっせん、要請を行うこととなっており、児童福祉法で規定された保育実施義務を形骸化して、行政指導にとどめようとしていることは問題と言わなければなりません。児童福祉法第24条1項を基本として、保育を必要とする全ての子どもに対して保育を保障するのか、あるいは支援法で言われている保護者と民間施設の利用計画へと、今の公的保育制度を後退させるのか、市町村の基本姿勢が問われているわけであります。町として、保育実施責任、義務を改めて求めるものであります。

2つには、保育の認定であります。新制度では、保護者が入所申請をするとき、保育の必要性と必要量の認定を受けなければならない、保育認定制度が導入されます。教育、保育の必要量については、教育標準時間は1日4時間、保育短時間は1日8時間と、保育標準時間1日11時間の3つの区分になるとされ、まるで介護保険制度のような認定がされるわけであります。当然、在園児も同様の保育認定を受けなければならないわけであります。

そこで、保育認定とは保護者の就労状況が基本となることから、これまでより受ける保育時間が短くされるなどの問題も起こってくる可能性もないとは言えないわけであります。もしそうなると、子どもの登園や退園時間はばらばらで、保育は細切れとなります。子どもの生活リズムは狂ってしまう、崩れてしまうということにもつながってしまうわけであります。日野町では、国の示す保育認定がどのように変わっても、これまでの保育と変わりなく、子どもの生活リズムを重視した保育時間が維持できるようにすべきだと思いますけれどもどうですか。ぜひ答弁を求めるものであります。

3つ目には、保育料についてであります。新制度の保育料は国の公定価格を基準に市町村が設定し、公立、私立保育所は市町村に納めるわけでありますが、それ以外の施設は直接事業者に納めるということになります。保育料は所得に応じた応能負担を原則にするとしており、認定時間を超えた利用は自己負担となり、全体とし

て負担が増えることになることも予測されるわけであります。

政府は現在の負担水準を維持すると説明しておりますが、今年の5月26日に厚生労働省が発表した公定価格の仮単価の利用者負担額は、見てみますと、生活保護所帯を除く他の所得階層において、現在の日野の価格よりも高くなっている階層が少なからず見られるわけであります。若い子育て世代にとって、高い保育料は耐え難いものであります。日野町の保育料を最低限、現状水準で維持すべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。答弁を求めるものであります。

4つ目には、幼保連携型認定こども園についてであります、政府は幼保連携型に集約していく方向が望ましいと、基本指針で明記しております。その幼保連携型認定こども園は、子どもにとって大きな問題を抱えていると指摘しなければならないと思います。

その1つには、保育時間が異なる子どもが一緒に保育を受けるために、保育時間11時間の子どもは1日で最低3回も保育室を移動しなければならないと、こういった実態が起こるわけであります。同時に、保育士もかわるために、保育士と子どもとの信頼関係や、子ども同士の関係がづくりにくくなるわけであります。2つには、3歳児以上の保育では、4時間の教育標準児と11時間の保育標準児によって保育内容が区別され、保育の一貫性が保障できないことが起こりうるわけであります。3つには、夏休みなど、長期休暇にかかわって、教育標準児は夏休みをとることになりますけれども、保育標準児は保育を受けることになり、長期休暇後、夏休みが終わってからでありますけれども、保育の目標や内容を同じように設定することが難しいなどの問題も、関係者から指摘もされてきております。さらに、学校としての教育が強調されている今日のもとで、幼児教育が学校教育の準備教育に矮小化されて、幼児期の子どもにとって最も大切な集団生活や遊びが軽視され、いきいきと育つ成長を阻害することにもつながるものであると思うわけであります。

このように、子どもたちに負担を負わせ、格差を持ち込み、集団化を阻むような認定こども園は、日野町の将来を担う子どもたちに汚点を残すものと懸念するものであります。日野町が培ってきた、今日までの子どもたちへの教育、保育のよさを継承していくことこそが、何よりも私は大切ではないか、このように思うわけでありますけれども、慎重なる対応を求めるものであります。

5つ目に、保護者への周知についてであります。これまで述べてきましたように、就学前の保育、幼児教育制度が大きく変えられます。しかし、保護者や住民には何ら情報が伝えられずに議論され、決められているのが現状でもあります。しかも、内容は複雑で、1回や2回聞いただけで理解しにくく、国などからの情報伝達が遅いというのが現状であります。9月議会には条例化が提案されます。10月からは来年度の園児募集を始めなければなりません。本当にこのままで間に合うのでしょうか

か。職員泣かせの制度改正と、私は言わなければなりません。保護者関係者への周知徹底はどのように考えておられるのか、答弁を求めるものであります。

最後に、学童保育の条例についてであります。新制度では放課後児童健全育成事業、つまり学童保育も、設備と運営に関する条例を町で定めなければなりません。町として、これまで学童保育事業の到達点を整理し、子どもの発達環境の質的向上の観点から条例をつくる必要があります。その際、法律に決まっている範囲内にとどめることなく、上乘せし、横出しの独自施策は、条例をつくる上で可能ということが言えると思います。児童1人当たりの保育室の面積、指導員の配置基準なども、現状から後退してはならないと思います。同時に、指導員の身分保障や待遇についても改善が必要と思われまます。いかがですか。答弁を求めるものであります。

以上、さしあたり6点にわたって問題点を指摘して質問としますけれども、子育ての制度が大きく変えられることに対して、国は、また政府はもっと時間をかけて国民的議論を提起しなければならない責任を怠っていることを、厳しく私は批判しなければなりません。

最後に、法律に定められたことだけを実施するのではなくて、町として町民と保護者らで築き上げられてきた子育てに対する公的責務を後退させることなく、さらに発展させる立場で制度設計をつくり上げていただくことを述べまして、私の質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 13番、對中芳喜君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 子ども・子育て支援制度についてご質問をいただいたところでございます。

児童福祉法第2条で、国及び地方公共団体は、児童を心身ともに健やかに育成する責任があることが規定されております。また、子ども・子育て支援法も、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的に設置されたものと考えます。児童福祉法第24条第1項に、乳児、幼児、児童に対し、保育しなければならないとされています、保育に対する市町村の責任は変わらないものと考えます。

次に、保育時間についてですが、公定価格の決定に際し、保育を標準保育時間は11時間、短時間保育時間が8時間とされております。認定は、1号が3歳から5歳児の現在の幼稚園利用、2号が保育園利用を認定するもので、3号は0歳から2歳の保育園利用の認定となります。保育認定することと保育時間を何時間にするかは別と考えております。近年、保護者の勤務状況から、長時間の保育を希望される方も年々増えております。子育て支援の観点から、保護者の状況に応じた保育ができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、国の公定価格についてでございますが、近頃示されました公定価格の仮単

価は、従来の保育料基準と変わりありませんでしたので、現在の保育料を基本に検討していきたいと考えております。

次に、幼保連携型認定こども園についてでございますが、現時点では新設は難しいと考えますので、既存の施設を合理的に活用することを前提に、0歳から5歳の子どもたちの教育、保育のあり方を総合的に検討していく必要があると考えております。

次に、保護者の皆さんなどへの周知についてでございますが、入所申込みまでに説明する必要があると考えておりますが、公定価格の仮単価など、子ども・子育て会議を経て、国のさまざまな基準が決まっていますので、情報を取得しているところでございます。先日、県の説明会が開催されましたので、その情報などをもとに、今後保護者等への周知を進めてまいります。

次に、独自施策についてでございますが、国が示している基準は、学童保育所に従事する指導員の資格や配置人数について、従うべき基準として示しております。そのほか、集団の規模や開所日数、開所時間については参酌すべき基準としております。日野町の学童保育所は、今まで国のガイドラインによって運営をされていいますが、国の基準に先立つ形で1年生から6年生まで預かるなど、独自で拡大して運営をしていただいております。今後も運営が維持できるように努めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） それでは質問させていただきます。

1つ目の保育の責任、基本的な、これが一番重要だと私は思うわけであります。日野の場合は、確かに状況を見てもらいますと、公立保育園、そして民間といえども地域になじんで、今日まで実績のある民間保育所、それと、あと公立の幼稚園をきちっと持っている、こういう日野町の特有の、今日まで築いてきた状況があるわけであって、これをぜひ守っていくという、そういう姿勢で、保育の行政的な責任をあくまでも貫いていこうという、そういう立場での私は答弁だったと思っておりますけれども、再度、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、保育認定についてでありますけれども、1号から3号まで保育を認定することと、保育時間を、4時間、8時間、11時間受けるのは別なんだという、そういう今答弁がなされました。これは、ある意味では保護者の状況に応じた保育ができるよということ、なるほどなと私も思うわけでありますけれども、もう1つ踏み込んで考えていただきたいことは、保護者が半日だけの仕事であれば、子どもさんも半日でええやないか、こういうパターンになりはしないかなという、そういう心配もするわけであって、あくまでも子どもの立場でどうなのか、8時間にしたらええやないか、11時間にしたらええやないかとか、何かいろいろ、その

ような形を子ども中心にやはり慎重に考える必要があるのではないかなということをお考えを思いますけれども、その点についてのお考え。

来年から改善されるかなと思いますけれども、今日まで就労証明がなければ、勤めているという証明がなければ、保育所を優先的に入れてもらえないという傾向があったわけで、いや、私は実は今、就職を探しているところです、就職を探しているというのは、現時点では保育に欠けない子というような扱いにされるということで、求職、仕事を探していく過程も含めてやはり就労なんだという、そういう位置づけをしていく必要があるのではないかなということをお考えを思いますけれども、仕事を探す、現在勤めていないけれども、そういう時間帯も含めて保育に欠ける子というような扱いにやっぱり持っていく必要がある、そういうような保育時間を決めていく柔軟性を持つ必要があるのかなと思います、その点についてのお考えを聞かせていただきたいと思います。

それから、保育料でありますけれども、公定価格と変わらないというお話がありました。ただ、確か国の関係は、階層は、日野は12段階ほどありますけれども、8段階かそんなぐらいなっております。その中で見ていると、生活保護所帯はゼロになりますけれども、それ以外の非課税世帯の関係で、やっぱり若干上がっているわけですね。特に、階層が一番多いところが、3、4、5、6、7、8、ここらあたりに相当、保育料を払っている階層が集中しているわけでありまして、その部分で、やっぱり前半の階層のところでは、やはり今の国の基準から、やっぱり若干高いというような傾向になってきておるので、うっかりすれば負担増になる可能性がある。これ今、今回も保育料は条例化されておられませんし、規則になっておまして、知らないでいる間にくっと上がってしまう可能性が十分あるわけでありまして、あくまでも負担増にならないという保障的なことについて、お考えをぜひお聞かせいただきたいと思います。

それから、幼保連携型認定こども園、物すごいややこしいわけです。幼保連携型認定こども園とか、幼保一体型施設とか、何か先ほど、前回は話が出ておりましたけれども、幼稚園型の認定こども園とか、いろいろなことが言われておまして、私はあくまでも幼稚園、保育所のよさはきちっと守る、そういったことを町でやるべきだという、そういった考え方を持っているわけでありまして。

つまり、それが人数の加減でどうしようということで、今右往左往されておりますけれども、基本はやっぱり忘れてはならないと思います。幼稚園であれば、必要ならば保育的な分やったら預かり保育を充実させるとかということも当然必要ではないかなと、そういうことも思います。

今、全国的な流れは、どちらかというと教育を中心にさせていこうという、幼児教育を中心という形におこうというのが今、国の流れです。そして、できる子、で

きない子がそこで区別、差別されると、こういう状況を、やはりいきいき育てる保育、ここを重視する、子どもに将来の成長にとってプラスなんだというところをやはり強調することから見ても、保育所、幼稚園というののよさを双方にやっぱり発展させる、そういう頭を切りかえる必要があるのかなと思います。

そういう意味で、幼保連携型認定こども園、いろいろありますけれども、やはり双方のよさをきちっと守っていこうという、そういう立場を、どんな形にせよ、それを中心の議論にやっぱり押さえてもらいたいということについて、もしお考えがありましたら聞かせていただきたいと思います。

それから、周知徹底の話です。保護者への周知徹底をやっていこうという話が答弁されましたけども、具体的に大体、もうこれから秋には申し込みをやるわけで、もうばたばたとしている間に始まるわけでありまして。その徹底あたり、具体的にどういう形で、地区別にやられるのかどうされるのか、ちょっとその点についてお考えがありましたら聞かせていただきたいと思います。

最後に、学童保育の関係であります。これは初めて運営基準なんかも含めて条例化がされるということは、大きな前進だと私は見ております。そこで、先ほど横出しとか上乘せ、もっと条例化するときには、現在までのよさをさらにもう1つ上乘せをしていこうやないかという、そういう立場で質問させてもらったわけでありましてけれども、1つはやはり指導員の処遇の改善というのか、低賃金、低所得で、国からの補助、県、町も出しているわけでありましてけれども、補助があるわけでありましてけれども、非常勤的な職員がまだまだおられるということを思います。

そういう意味で、今度の新制度では常勤の配置も考えようということまで、ちょっと言われております。具体的にそれが決まったかどうかはまだわかりませんが、もし決まっていれば教えていただきたいと思います。常勤を配置をすることによって、きちっとした年間450万の保障ができる。そのうち町は3分の1は補助しないといけないと、こういうことになるわけでありましてけれども、こういうような形を申請すればきちっとできるわけでありまして、そういう常勤化も学童保育所の中で必要な人にはきちっとさせていく、そういったこともやはり行政側としても考えていく必要があるのかなと思いますが、その改善の方向についてお考えがあるかどうか、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

最後に、学童保育で、従うべき基準と参酌すべき基準という2つが述べられました。この従うべき基準というのは指導員の有資格者を置けとか、それから指導員の配置は2名以上とか何か、そういうことが従うべき基準、これ、いいことであります。参酌というのは、まあまあ努力してそれに近づけて下さいよという意味で、余りきつくはないらしいですけれども、面積が1.65平米以上なければならんとか、定員は40名以下とか、開所時間は何時間とか、いろいろ決められているわけでありま

すけど、特に私、聞かせていただきたいのは、従うべき基準、この点について、現在日野に学童保育所がありますけれども、町でつかんでおられる指導員の、有資格者も含めて、現状に合っているのかどうか、ぜひその点、現状をぜひ聞かせていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 福祉課長。

福祉課長（壁田 文君） まず、町の保育責任ということでご質問いただいたと思います。

先ほども町長の方より答弁していただいたんですけども、児童福祉法の第24条に規定されている保育責任というものは、子ども・子育て支援法になりましたところでも変わらないものというふうに、保育を担当しておりますところは考えております。

といいますのは、公立、民間の保育園、両方申し込みなどをしていただきまして、それから子ども・子育て支援法の方では、契約を個別に個人さんが保育所などとするというふうなうたわれ方をしておりましてけれども、公立の保育園につきましては町の方に申請をして、町が入所者の人数など調整をして、入所者を決めていくというふうにもなっております。私立の保育園に関しましても、今までどおり町の方に申請をいただきまして、どの保育園に入所していただくかというところにつきましては、保育所の定員ですとか、保育士さんの数も含めて、町の方の責任として調整をしていかなければならないものと考えております。

それから、2番目の保育の必要性についてでございますけれども、認定につきましては1号認定、2号認定、3号認定ということで、保育の必要性があるかどうかということと、3歳以上か3歳未満かということで、認定の1号、2号、3号が決まってくるわけでございますけれども、保育の必要性ということになりますと、今まで保育の必要性の中では、議員おっしゃっていただきました求職活動、就職を探しているのであるとか、この頃は女性の起業ということも多いですので、起業活動をしているとか、起業準備をしているとか、そういう方につきましてはお家におられるということで、日野町の場合は申請していただく場合、就職活動ということでも申請を受けさせていただいているんですけども、よその町ではそういう活動、就職活動の方は申請ができませんみたいな決まりにもなっております、市町によってさまざまでした。

ということで、新しい制度では、やはりそこも保育の必要性を勘案する事情の中に入れなさいということ、そのほかにも今の現在の社会の状況やと思うんですけども、就学、高校とか卒業しまして、職業訓練校も含まれるんですけども、大学や短大におられる間にお母さんやお父さんになられるという方もいらっしゃいますので、そういう方も保育の必要性の理由の中にも含めなさいということで、新しい制

度の方では基準が来ておりますので、その点では必要性ということにつきましては、今の現状よりも拡大された形で認定していけるのかなというふうに考えております。

それから、保育料の利用者負担のことについてでございますけれども、今までから日野町の方では、国が示しております8段階では保育料が保護者の方にとって大きく変わったりしますので、年収が変わりますと保育料の負担額が大きく変わることがございますので、12段階に分けさせていただいております。その12段階の表と、それから国が示しました8段階の変更基準の表というところを見てみますと、その範囲内で低い状況で日野町の保育料は定められておりますので、そのままの保育料を維持していきたいなというふうに考えております。国が示しました利用者負担の基準といいますのは、それが上限額ということで、それ以上の額は決められないけれども、それ以下なら市町の裁量で決めてもいいということになってございます。

ちなみに、現在の3歳児ですとか4歳児の保育料の基準額は、一番最高でも3歳児で4万5,000円、4歳児で3万9,000円となっておりますが、国の方ではここに示しております10万1,000円ということになってございますので、その上限の範囲内の中で町に合った保育料を決めさせていただいているというふうに思っております。

それから、幼保連携型の認定こども園についてでございますけれども、幼保連携型認定こども園につきましては、いくつかここ、質問いただきました中で、説明もさせていただいていたんですけれども、保育園と幼稚園のよいところを生かした形でやっていくということが、まず第一でございます。その中では、議員おっしゃっていただきましたように、子どもがどういうふうに成長していくかということを中心に、現在桜谷幼稚園とそれからさくら園と、幼保連携型の認定こども園化をするにあたって、現場の職員さんも含めまして検討をしておりますが、その中では、やっぱり子どもたちのことを一番中心に考えていこうということで協議を進めております。

第一に、現在桜谷幼稚園とさくら園に通っておられます3歳児、4歳児、5歳児の集団というのは、10人だったりとか、10人以下だったりとかという集団でございますので、そのことをとりますと、やっぱり育ちの中では20人近く、または20人以上の集団で集団活動をすることが望ましいと思われまますので、そこは確保というか、していきたいなと思っております。

幼児教育と保育という関係なんですけれども、学校の勉強のように、みんな集めて机の中で、皆さん何かしましょうということとする学習的な、勉強的なそういうことも、教育としてとても大事なことはないかなと思いますけれども、保育所の中で、日常生活の中で、子どもさん同士のやり取りですとか、子どもさん同士の、けんかも含めてですけど、人間関係の中で培っていくとか、養ってもらいたい

ような力も非常に多いともいますし、また、現在のこういう世の中ではそういう力がとても大事じゃないかなというふうにも考えておりますので、幼保連携型認定こども園の検討におきましても、そこを大事にしていきたいというふうには思っております。

保護者への周知についてでございますけれども、できれば早い時期に保護者の方に説明をさせていただきたいというふうに思っているんですけども、先ほども申しましたように、国からの情報というのもそんなに早くございません。今現在わかっておりますところは、何遍も申しますけれども、子どもたちを1号、2号、3号ということで認定をしまして、それから入所先を決めていくということと、それから保育園と幼稚園と、現在まで幼稚園の方は保育料が一律ということになってございますけれども、両方ともちょっと所得を勘案した形で保育料を決めていきなさいというふうなことが決まっております。これも市町の裁量に委ねられている部分がございますので、現行のと通りの保育料ということも設定はできますので、その辺のところをどういうふうにしていくのかというふうなことも決めましてから、保護者の皆さんにはお伝えした方がいいのかなという思いもございまして、現在までまだ保護者の方にいろんな制度の説明などというのもさせてもらっている状況ではございません。もちろん入所申し込みまでにはさせていただきたいと思っておりますけれども、それよりも早い時期にできるのであれば、説明ができる状況になったところで説明をさせていただきたいなと思っております。

それから、学童保育所の関係でございますけれども、学童保育所に関しましては、議員おっしゃっていただきましたように、従うべき基準といたしまして、学童保育所の職員の資格と、それから事業所に2人以上の指導員を置かなければならないという、支援の単位ごとに2人以上の指導員を置かなければならないということが載っています。そのうち1人は指導員としますけれども、1人は補助員でもいいということがうたわれているんですけども、そのほか開所日ですとか、どういう面積ですとかというのは、町の参酌基準となっているところでございますが、学童保育所を条例化するにあたりましては、今まで全国的に学童保育所がいろんな形で運営されてきました。学童保育所の必要性も国も感じておられると思いますので、その辺では、現在まで運用されてきましたことをスムーズに運用できるように、町や市が参酌できるということで、決めていけるというためには、保護者ですとか、今まで運営していることと調整をとりつつ、町の方で基準を決めなさいということで、説明会でも説明を聞いてまいりましたので、現在日野町の学童保育所で行っておられます学童保育所の基準ということを下げることなく、次、新しい制度設計ができたらと考えております。

指導員さんの処遇につきましては、常勤ですとか、そういう議員おっしゃいました

ことが詳細には決められてございませんけれども、研修など、指導員としての資格を取るための研修ですとか、そういうところは保障していきなさいということは決められてございます。

現在、学童保育所の常勤と非常勤の数字を、つかんでいないわけじゃないんですけど、今ちょっと手元に数字がございませんので、正確な数字というのをお伝えすることができません。申しわけございません。

議長（杉浦和人君） 對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） 私も聞いていると、なかなか複雑でさっぱりわからん、だんだんわからなくなるわけでありまして。というほど難しく、つまりこの福祉の関係は、ごちゃごちゃしている間に進めてしまうという、そういうねらいも若干あるわけですね。そういうところがありますので、これは町の責任をいつているわけではありませんけれども、ぜひいろいろ計画、制度設計なんかも出された時点で、ぜひ議会の中にも勉強する場をぜひ与えていただきたいなど、このように思います。

その点と、それから同時に、学童でいいますと、やっぱり処遇の改善というのか、していけるということも、町独自でやろうと思えばできるんだということも、なんぼ国の法律で決まっても、条例で上乘せも十分できますよという、今回はそういう利点もあるわけで、大いにそこは活用していきたいなど私も思っておりますし、ぜひその点よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

そんなことございまして、答弁はあと結構でございますので、ぜひ特に議会のメンバーにもそういった内容をさらに勉強させてもらう場を持っていただくということをお求めまして、質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 以上で、通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもって本日の日程は全て終わります。

委員会審査および調査につきましては、18日には午前9時から総務常任委員会、午後2時から産業建設常任委員会、19日には午前9時から厚生常任委員会、午後2時から学校給食問題検討特別委員会、20日には午前9時から企業誘致・幹線道路整備特別委員会をそれぞれ開き、委員会の審査および調査をお願いいたします。各委員会の招集につきましては、委員長の通知を省略いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

6月25日には本会議を開き、委員長報告を求めますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

一同起立。礼。

一 起 立 ・ 礼 一

議長（杉浦和人君） ご苦労さまでございました。

—散会 15時58分—